

平成19年12月11日

1. 出席議員

1 番	松 田	義 太	9 番	水 頭	喜 弘
2 番	松 尾	勝 利	10 番	橋 川	宏 彰
3 番	松 本	末 治	11 番	中 西	裕 司
4 番	光 武	学	12 番	谷 口	良 隆
5 番	馬 場	勉	13 番	小 池	幸 照
6 番	森 田	和 章	14 番	松 尾	征 子
7 番	徳 村	博 紀	15 番	中 村	雄一郎
8 番	福 井	正	16 番	橋 爪	敏

2. 欠席議員

な し

3. 本会議に出席した事務局職員

事 務 局 長	森 田	利 明
局 長 補 佐	澤 野	政 信
管 理 係 長	江 口	隆 史

#### 4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	桑	原	允	彦
副	市長	出	村	素	明
総	務部長	唐	島		稔
市	民部長	北	村	建	治
産	業部長	山	本	克	樹
建	設環境部長	坂	本	博	昭
会	計管理者兼会計課長	北	村	和	博
企	画課長	竹	下		勇
総	務課長	北	御門	敏	則
財	政課長	打	上	俊	雄
市民課長兼選挙管理委員会事務局長		中	村	和	典
税	務課長	武	藤	竹	美
福	祉事務所長	迎		和	泉
保	険健康課長	岩	田	輝	寛
農	林水産課長	平	石	和	弘
商	工観光課長	福	岡	俊	剛
都	市建設課長	田	中	敏	男
環	境下水道課長	亀	井	初	男
ま	ちなみ活性課長	松	浦		勉
水	道課長	藤	家	敏	昭
教	育委員長	藤	家	恒	善
教	育長	小	野原	利	幸
教	育次長兼庶務課長	藤	田	洋	一郎
生	涯学習課長兼中央公民館長	中	川		宏
農	業委員会事務局長	山	田	次	郎
監	査委員	植	松	治	彦

平成19年12月11日（火）議事日程

開 議（午前10時）

日程第1 一般質問（通告順による）

平成19年鹿島市議会12月定例会一般質問通告書

順番	議 員 名	質 問 要 旨
1	14 松 尾 征 子	1. 75歳以上の人を国保や健保から切り離し、まともな医療を受けられなくする大改悪の後期高齢者医療制度の中止を。 2. 広域化により大型溶融炉建設事業が計画され、広域組合が設立された。ごみ行政の広域化が市民にもたらすものは。 3. 県民や市民の声を無視して、なんとしても新幹線長崎ルート建設を推進する古川県政や自民党、公明党の与党プロジェクトチームはゆるせない。新幹線建設を断念させ長崎本線を存続させる為、今後どのように取り組んでいくのか。
2	8 福 井 正	1. ごみ処理問題について (1) 生ごみ堆肥化 (2) ごみ処理施設 2. 食育への取り組みについて (1) 朝食摂取の取り組み (2) 学校給食での地元食材使用 3. 鹿島市の地産地消への取り組みについて (1) 鹿島市の食料自給率 (2) 鹿島市の限界集落の状況
3	12 谷 口 良 隆	1. 新幹線問題 (1) 『着工条件見直し』の見通しについて (2) 運動方針について 2. 広域再編計画に対する市の姿勢について (1) 後期高齢者医療制度 (2) 消防行政 (3) ゴミ処理

午前10時 開議

○議長（橋爪 敏君）

おはようございます。会議に先立ち、市長より発言の申し出がっておりますので、これを許します。桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

皆さんおはようございます。去る12月7日、金曜日でございますが、古川知事が突然来鹿されまして、その際に知事より提案書を無理に渡そうとされましたが、それを受けて、鹿島市長は知事が残した提案書をシュレッダーで破棄するよう部下に命じたと、ある新聞紙上に掲載をされていたことに関し、議会や市民から本当の内容はどうだったんだという心配する声が上がっているようでありますので、その中身、経過について御説明を申し上げます。

12月7日の午後2時50分ごろ、何の前ぶれもなく突然、県の担当課より、「知事が市長に4時15分にお会いしたいと申しております。公務中であつたら終わられるまで待ちます」と、こういう連絡がありました。知事からの話の内容は、12月6日付で鹿島市より「6項目の確認事項の整理について」という文書を県に対しファクスで送付していたものに対する県の考え方を知事が直接述べたいということでありました。それに対して、鹿島市からは唐島部長より、「しょっちゅう突然来ると言われても困ります。今回は礼を失したらいけないということで市長はお会いします」と、こういう返事をいたしております。

4時15分ということでしたので、私はスケジュールを調整して待っておりましたが、途中でまた連絡があり、30分おくれるということでありました。そして、30分後の4時45分を待っておりましたところ、再び連絡があり、最終的に来られたのは5時15分ぐらいでした。会談の冒頭、知事は、「鹿島市が事務打ち合わせの中で、6項目についてもっと確認しなければならないことがあると言われていることの真意についてお伺いに来た」と言われました。私は、12月2日に6項目の確認事項を遵守することを知事と確認いたしました。その後、事務レベル協議に来た県の担当者のニュアンスが知事の申されていることとは違いますので、6項目の考え方を確認する「6項目の確認事項の整理について」という文書を送ったと、そういうことで送りましたと答えました。その後、6項目を1項目ごとに確認を始めましたが、幾つもの点について大きな考え方の相違がありました。12月2日の6項目はこれから遵守しますという知事の約束は何だったのかと思いました。こういうことで、最後まで両者の主張は平行線のままでした。

そして最後に、この冒頭の提案書を唐突に出されましたので、きょうの話は6項目のことについての協議ということだったはずですよ。したがって、これは受け取れませんといって、受け取りませんでした。すると知事は、「見んされんぎ投げてもろうてもよかけん」といって、机の上に置いたまま席を立たれました。提案書は机の上に残ったままですし、まさか投げ捨てるわけにもいかないだろうと、しかし、このまま放置しておきますと、いずれ市長は中身を見るだろうと思われるのも不本意ですし、そういう考えで、竹下課長にシュレッダーで処置するようにと指示をいたしました。そのときマスコミは、まだ一部残っておられました。その後、マスコミの取材が全部終わった後、竹下課長から私に、どぎゃんすつですかと、私に最終的な指示を仰ぐ質問がありましたので、中身は見ないでこのまま封印して持つておくように、そして後で県に送り返そうと、こういう指示をいたしました。

そして、12月10日、月曜日、昨日でございますが、10時20分ごろに唐島部長と竹下課長が県庁に出向き、担当参事にお会いして丁寧に返却をいたしました。したがって、実際にはシュレッターでは処分はいたしておりません。

つけ加えますが、12月10日、昨日の朝方、その新聞社より、誤解を与えてしまうような文章を掲載して申しわけなかったと丁重にお詫びをいただきました。けさの新聞にも一部そのことについて掲載をされておりますし、また、朝日新聞にも昨日、丁寧に返却した旨の記事が大きく載っております。これが今回のこの問題に対する経過、てんまつであります。

○議長（橋爪 敏君）

それでは、ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（橋爪 敏君）

本日の日程は、お手元の日程表どおり一般質問を行います。

通告順により順次質問を許します。まず、14番議員松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

おはようございます。14番松尾です。

通告に従って質問したいと思いますが、早いもので12月議会になりました。ことしは年初めから県議、知事選挙、そして一斉選挙、参議院選挙と、まさに選挙の年という形で流れてきたわけですが、情勢も非常に目まぐるしい中で私たちは仕事を取り組んできたと思います。特に国においては、安倍政権が突然かわって福田政権に移るとか、そして、国民に対するいろんな悪法が出されるなど、本当に一日たりとも心休まるときのないような状況だったと思います。そして、さらに鹿島市においては、先ほど市長のほうから新幹線の問題もありましたが、まさに新幹線一本と言ってもいいくらいのことしの動きではなかったかと思います。そういう中で、私たちもこれからさらに追い詰められた中での取り組みが進むと思いますが、まず、通告に従って質問をしていきたいと思います。

1番目ですが、75歳以上の人を国保や健保から切り離し、まともな医療を受けられなくなる大改悪の後期高齢者医療制度を中止すべきだということで通告をいたしておりますが、自公政権が強行した医療改悪法により、来年4月から後期高齢者医療制度が導入されることになりました。75歳以上の人を後期高齢者と呼んで、ほかの世代から切り離して、負担増と差別医療が押しつけられようとしています。さらに、70歳から74歳のお年寄りには2割負担にして、65歳から74歳までは国民健康保険料が年金から天引きをされることになりました。

後期高齢者と呼ばれる75歳以上の人たちは、来年4月から今加入している国民健康保険や組合健康保険から切り離されて後期高齢者医療制度に入ることとなりますが、全国で1,300万人が対象になると言われています。ちなみに、鹿島市においては、人口の約12%の4,000人ほどの方がこれに該当されるようです。この方たちは、収入の多い少ないに関係なく保険

料を支払うことになるわけです。つまり、今は子供など家族の扶養に入っていて保険料を直接払わずに済んだ高齢者の方たちも、すべて払わなくてはいけなくなるわけです。年金を月に15千円以上受けている人は、年金から天引きをされることになると言われていています。既に今、介護保険料が年金から天引きされておりますから、合わせて年金天引きは大変なものになります。さらに、収入が15千円以下の75歳以上の人たちは、直接納付書により窓口納付になるわけです。

さて、問題は、単に負担がふえるというだけではありません。保険料を滞納したら保険証を取り上げられることになっています。御存じのように、今ある老人保健制度によれば、75歳以上の高齢者は国の公費負担医療を受けている被爆者や障害者と同じように、保険証を取り上げることが禁止されているはずですが、つまり、保険証が取り上げられて病院にかかることができないと、命にかかわるからです。老人保健制度が廃止されて後期高齢者医療制度にかかわることになるわけで、低年金や無年金から保険証を取り上げようとするものだと思います。つまり、かかった医療費を窓口で全額払わなくてはいけなくなるわけです。今でさえ貧困で苦しんでいるお年寄りから医療まで取り上げようというんですから、こんなに冷たい政治があつていいのでしょうか。私は絶対にこういうことを許すことができません。

今回の制度について、まだ十分に知らない人が非常に多いようですが、既にこの実態を知った人からは、年寄りはおもう死ねと言うのかいと、十分に切り詰めた生活をしている、これ以上何を切り詰めたらよかとかいと、そういう不安と怒りの声が非常に今高くなっています。日本医師会もこの制度を見て、全面的な見直しを求める見解を公表しております。また、10月末の実態ですが、約280地方議会で凍結や撤回、見直し、廃止を求める意見書、請願書の採択がなされております。12月議会ではさらにふえる見込みですが、東京や千葉、神奈川、埼玉なども連名で政府に制度の見直しを緊急要求するなど、全国の各自治体、議会がいろんな形でこの取り組みについての行動を始めています。

来年4月からの後期高齢者医療制度は、高齢者いじめ以外の何物でもないと思いますが、この問題について、そして全国の動きについて、市長はどのように思われるのか、御見解をまずお聞かせいただきたいと思えます。

次に、広域化により大型溶融炉建設事業が計画され、広域組合がつくられ、ごみ行政の広域化が行われようとしておりますが、これが市民に何をもちたらすものかということで私はお尋ねをしますが、平成21年度を広域化の目標として、ごみ処理施設の計画がスタートしました。佐賀県西部広域環境組合が設立され、組合議会も開かれ、予算なども決まったようですが、まだ具体的にどのような処理施設がつけられるのかは明らかでないと言担当課長は言っています。ただ、はっきりしているのは、今回の計画書を見れば、21年における焼却処理量は173トン、さらに7年後の焼却処理量を見て、焼却施設規模は251トンとされているようです。つまり、大型処理施設が建設されるのはもう既に明らかです。

そこで私は、まず大型ごみ施設について問題と思われる点を提起して、それに対するお考えを市長にお尋ねをしたいと思います。

私が今から申し上げますのは、元水俣病弁護団の発言を参考にしてお尋ねするものです。まず、この弁護団の人に言わせれば、何はさておいて、広域ごみ処理施設については絶対に反対をしなければならないということをおっしゃっています。なぜかといえば、本当に危ないということです。そして、その理由として3点が挙げられております。それは、ダイオキシンによる被害の問題です。1つ目は、まず、水俣病みたいにひどい被害は出ていないが、そんな被害が出たときはもうおしまいだということ、やっぱり危なかったといったときにはもうおしまいだということです。

2番目として、こういうのは出ていないと言われているが、既にダイオキシンによる被害は出ているということです。それは、30年前に人体実験をしているカネミ油症事件、ダイオキシン類の中でも一番猛毒のコプラナPCBが原因物質ということ。また、最近では能勢町というところの清掃工場で働いていた労働者の体にぶつぶつができた、カネミ油症と同じだということです。

3つ目です。これが一番大きな問題であるということです。症状が見た目でわかる場合と、見た目でわからない場合があるということです。今日、若い男性の精子が今の時点で半分以下に減っているということ、これからもどんどん減るということです。女性も子宮に障害が起きている。動物では雌が雄化をし、雄が雌化をしている。ダイオキシンや環境ホルモンなどで一番大事な生殖器が破壊されるということです。生殖機能が破壊されるということは、人類の滅亡につながると言われています。そして、この人類の滅亡というのは遠い将来のことではなく、今私たちの子供が危ない、そして孫に至っては本当に危ないと言われています。

環境汚染が進行しているときに、ごみ処理場を建設すれば、これがだめ押しすることになると言われております。どんな少ないダイオキシンや有害物質の摂取量であっても、体に蓄積するので危険だということです。女性の子宮は胎児を守るために、胎盤は毒を通さないものだそうです。脳へも行かないように防衛機能があるということ。地球上に生命が誕生してから20億年、あらゆる自然界の毒から守ってきたそうです。ところが、水俣病やカネミ油症ではこれができなかった。体内で既に被害を受けて、胎児性水俣病の赤ちゃんやカネミ油症の黒い赤ちゃんが生まれたと聞いています。脳が人間がつくった化学物質にやられた、つまり、人間がつくった毒にやられたわけです。胎盤をストレートに毒が通った。なぜかといえば、人類が知った毒なら防衛機能ができていたが、知らない毒だったからだと言われています。人間がつくった毒については、防衛機能ができていなかったということだそうです。人間がつくった合成化学物質、つまり毒とのつき合いは、せいぜい何十年だということです。

さて、私は今回の広域ごみ処理施設計画ができた段階から建設に対する反対の態度を示してきましたが、どのような施設であれ、大型ごみ処理施設の建設については中止すべきであ

ると私は思っております。最悪即中止とまでいかななくても、ごみ処理施設そのものについて、もっと議論を重ねて取り組むことが今本当に重要ではないかと思えます。

今るる申し上げましたが、まさに人間の存亡にもかかわる重要問題であると思ひ、このことについて市長がどのように受けとめられたのかをまずお聞かせいただきたいと思ひます。

さて、最後に新幹線の問題です。

きょうの新聞も本当に皆さん方もごらんになったと思ひますが、たくさん新幹線関連の記事が載っています。これまでも私は今までのをまとめてみましたが、驚くほど新幹線に関する記事が載せられてきました。特に、先ほど市長のほうからお話がありましたが、期成会と県の協議を重ねるときには全く知事は出てきておりませんでした、いよいよ行き詰まってどうにもならない状態になった途端に、知事が再三足を運ぶ、それも全くルールに従わないような形で訪問されるというような異常な事態になっていると思ひます。

そもそも、この新幹線問題については、既に県との約束の中で期成会と県との間で交わされたルールに従って、規制会としては経営分離には反対だということをはっきりと伝えてあったわけです。それにもかかわらず、その回答が出るや否や、県はもう一度話し合いのし直しをと言ってきたところから始まって、今日まで本当に長い間、無駄な時間と無駄なお金を使いながら、こういう状況が続いているのではないかと思ひます。特に、今、来年度の予算が決定されるというような国の動きの中で、推進をする古川知事を先頭として、いろんな人たちが躍起になっている状況が目に見えておりますが、しかし、私はこれまでの一連の経過、そして国の動きなどを見ると、本当に何と無駄なことをされるのかと腹立たしく思ひます。

特に、つい最近、あれは4日ですか、国土交通大臣がこのことについてははっきりと記者会見の中でおっしゃいましたね。結局、沿線自治体が同意をしないと着工できないということは、それは当然だというようなことね、そういうことをはっきりおっしゃっているわけです。ところが、それにもかかわらず、さらに推進の動きは強くなるというような状況にあります。また、今盛んに皆さんが心配の種としているのは、はっきりわからないのでそういう形になっていると思ひますが、14日に自民党、公明党、与党プロジェクトチームがこの新幹線の同意条件の見直しの話し合いをすると、そこであたかも決められるかのような、そういう報道もされて、どうなるだろうかという心配がされているわけです。そういう動きの中で、きょうの新聞では、知事を先頭に、また与党プロジェクトチームに要請に出られるというようなニュースも流されております。

こういう一連の情報を鹿島市民の人はもちろんですが、何としても長崎本線を守らんといかん、そして、新幹線は要らないという人たちの中に、いろんな動揺があるのは当然のことだと思ひます。やっぱりマスコミの報道というのは、皆さんはそれしかわかりませんから、



それはやっぱり自分のものとするわけで、そういう流れがあるわけです。ただ、私は国土交通大臣のその発言があったということを聞いたときに、これは当然の発言だということを思いました。なぜなら、私自身もこれまでも、もちろん新幹線は要らない、長崎本線存続という立場でやってまいりましたが、ことしに入って私も3回、国土交通省のほうには出向きました。そして、3回が3回とも、国土交通省鉄道局、直接国土交通省の職員の人とお話をする中で、この問題についてはこれまでのように、1つでも自治体が同意をしないと着工はできないということをはっきりとおっしゃってきました。特に、11月5日、国土交通省の職員とお会いしたときには、一昨年2月に共産党の仁比聡平参議院議員に答えたこと、それから、昨年3月に民主党の大串代議士に答えたこと、このことはちゃんと堅持をしますということをはっきりと言ってもらいました。それから、さらに私は、最悪のときにはどういう手続になるのかと聞きましたら、例えば、着工のめどが見えたというときには、もう一度国土交通省からそれぞれの自治体に対してちゃんと文書をやって、同意するかしないかという文書をとりますと、そこまでおっしゃっていただきました。そういう直接担当職員の方たちの話も私は聞いてきておりますから、今回の国土交通大臣の発言というのはまさにそのとおりだということで、私は当然だと思う一方、さらに確信を得たところでございます。

しかし、にもかかわらず、きょうの新聞、きのうの新聞もそうですが、いろんな動きがっております。特に鹿島からは、非常に私もうれしかったんですが、きのうニュースを見ておりましたら、うちの福井議員も行かれていたようですが、「なし?会」の人たちが東京の銀座や新宿で皆さんに呼びかけて同意をしてもらおうように、同意というのは私たちの長崎本線を守ろうという問題に対して同意してもらおうような、そういう宣伝や署名活動をされている姿を見たときに、本当に力強く思いました。きょう福井議員に聞きましたら、東京にいらっしゃる鹿島出身の人とか、佐賀県の人たちもたくさん応援に駆けつけてくださって、元気が出ましたよなんておっしゃっていましたが、恐らく福井議員からも報告があると思いますが、そういう動きがあります。その一方、こういう問題がちゃんとなってきたにもかかわらず、何が何でも新幹線をという動きも一方にあるわけですね。

そういうことですので、私たちはこれから何をすればいいかと思うわけですが、市長がこれからどういう取り組みをされるかということについては、今議会の冒頭でもお話はいただきましたが、私はやっぱり、もう今になった時点では、古川知事ではもうどうしようもないと思うんですよ。今回、古川知事が鹿島に来てお話をされているところがテレビでも見えましたが、何も理屈ないんですね、とにかくお願いします、とにかくお願いします、こういう格好でおっしゃっている。私は、これまでいろんな、桑原市長、期成会と古川知事が一緒に話す機会があったと思うんですよ。例えば、長崎県だってテレビ局が企画をしました。佐賀だってしました。私も佐賀で多くの人たちと一緒にシンポジウムの計画をしました。いろんな動きがある中で、それぞれから桑原市長や古川知事に対して同席をしてお互いに話をして

くれというような、そういう要請があったにもかかわらず、どれ一つとして古川知事は、ここに顔を見せませんでした、皆さん、よく御存じだと思います。なぜなのかということです。私は、これは古川知事が期成会のちゃんとした新幹線は要らないという、その理論に対して、対抗できる理論を古川知事は持っていないんだと思います。ただ単につくればいいんだというような、そういうことだけの進めですからね。だから、ちゃんとした理論のもとで、一緒に同席して話せなかったんじゃないかと思いますよね。そして一方では、マスコミなどには鹿島市が話し合いに応じてくれないと、そういうことだけを盛んに言ってきたのがこれまでの古川県政だったと思うんですよ。私たちはこういうことを絶対に許せないと思うわけですが、とやかく言ったら相手はやっているわけですから、今私たちがやらなくてはいけないのは、もう古川知事じゃないと。直接国に対して、国土交通大臣もちゃんとしたコメントを述べてもらっておりますので、そこに対して、私たちとしても直接やっぱり物を申していくべきだと思うんです。ですから、私は今回ぜひ市長に、国土交通大臣に直接お願いに行くんだということで、ここは腹を決めていただきたい。もちろん、この問題については、私は共産党の仁比参議院議員や民主党の大串代議士にも、その音頭をとってくれということは言っています。もうそれしかないと思うんです、早くとどめを刺す。これを早くやらないと本当に、先ほども言いましたが、時間やらお金の、本当にこれだけお金がないと言っている中で、県だってどれだけ無駄なお金を使っているかと腹立たしくなるんですよ。鹿島だって本来なら使わないでいいお金を使わなくちゃいけないわけですよ。そういうのを一日も早くなくすためにも、多くの皆さん方の要求を実現させるためにも、私は市長に腹を決めていただきたい。

そして、もう1点は、この二、三日の動き、そして、きょうの記事などもいろいろありますが、それに対して市長がどう受けとめられ、どう進めていこうとされるのか、お聞かせいただきたいと思います。

以上で1回目の質問を終わります。

**○議長（橋爪 敏君）**

岩田保険健康課長。

**○保険健康課長（岩田輝寛君）**

おはようございます。14番議員の後期高齢者医療制度に対する見解をという御質問にお答えをさせていただきます。（「市長のコメントを私は求めたんですよ、冒頭は」と呼ぶ者あり）

平成20年から施行をなされます後期高齢者医療制度の概要について御説明を申し上げたいと思います。（「概要は要らんのですよ、もう」と呼ぶ者あり）見解ということでしょう。

（「概要を言いよるぎ、時間全部終わるでしょうが。私は市長のコメントをまず求めたんですよ」「議長、少し整理して」「やっぱり質問者に沿ってやってくださいよ」「議長、整

理」と呼ぶ者あり)

○議長（橋爪 敏君）

許可を得てから質問してください。

○保険健康課長（岩田輝寛君）続

我が国は御存じのように、高齢化が世界に例を見ないようなスピードで進行いたしております。今年度から大量退職が始まりました団塊世代が高齢期を迎えます平成27年には、国民の4人に1人が高齢者になるというような超高齢社会を迎えようとしています。また、現行の老人保健制度では、老人医療費を中心に国民医療費が増大する中に、現役世代と高齢世代の負担の不公平が指摘をされております。かつ、給付の主体は市町村であるのに対しまして、実際の費用負担を行うのは各医療保険者という形になっております。

財政運営の責任の所在が不明であるといった、こういう問題がございました。このため、75歳以上の高齢者については、心身の特性を踏まえ、それにふさわしい医療サービスを提供し、改めて高齢世代と現役世代の負担の明確化を行い、公平でわかりやすい、独立した高齢者医療制度を創設して、都道府県単位ですべての市町村が加入をいたします広域連合を組織し、この広域連合が医療制度を担うということになったわけでございます。そういうことで財政運営の責任の明確化を図るということでございます。

なお、この医療制度につきましては、御存じのように、昨年6月に国会で議決をされました高齢者の医療の確保に関する法律によって制度が発足をすることになっております。したがって、私どもはこの法律に沿って事務を行っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

坂本建設環境部長。

○建設環境部長（坂本博昭君）

14番松尾議員の2番目の、広域化により大型のごみ処理施設が建設されようとしておりますけれども、これについて市長のコメントはということでございますが、まずは当市のごみ処理につきまして、皆さん御存じのように、現在、杵藤地区3市4町の一部事務組合で共同処理を行っております。しかし、この杵藤広域圏のクリーンセンターは平成26年度で処理が終了する予定ということになっておりまして、それにかわります施設が必要でありますということと、それ以降、お隣の伊万里市の施設も老朽化等で方針の検討がなされているということなどから、両地域で協議会を設立いたしまして検討がなされておりましたけど、佐賀県が策定をされました佐賀県のごみ処理広域化計画、これは県を4つのブロックに分けて、ごみ処理を広域で処理するとした計画でございますが、その中で当地区は現在の杵藤地区と伊万里市、有田町を加えた西部地区となっております、この4市5町で佐賀県西部広域環

境組合をことしの7月に設立いたしました。そして、現在、新施設の建設に向けた準備を行っているところでございます。

ただいま松尾議員が御紹介いただきましたダイオキシン等の問題につきましては、これも環境基準がございまして、このダイオキシンや二酸化炭素などの状況につきましては、高温状態で24時間安定した燃焼が効果的であると言われておりまして、そのためには1日100トン以上の処理量が望ましいということも言われております。これらのことも含めまして、ごみ処理等の方法につきましては、今後、専門家を含めた計画策定委員会を発足いたしまして検討するようになっております。その中で、施設の規模等につきましても費用対効果がさらに向上するような、そしてまた、効率的な適正規模のごみ処理施設の計画を策定していただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

竹下企画課長。

○企画課長（竹下 勇君）

御質問の今後どうしていくかということにつきまして、私のほうから答弁をさせていただきます。

議員もう御存じのとおり、平成4年、この問題が表面化してきたころ、井本知事さんと、私たち沿線市町が経営分離に同意しないうちは、県は国に同意をしないという約束をしております。それから、これによって平成8年度、佐賀県は並行在来線経営分離に対し同意を求められたわけですけれども、同意書を出さなかったという経緯がございます。それから、平成15年、再びこの問題が浮上してきたときに、もう古川知事さんが就任されておりましたので、同様に、私たちが経営分離に同意しないうちは国に対して同意をしないというお願いをして、約束をしてきたところでございます。したがって、このことはルールの解釈とは関係のないことでありまして、今後、無理に同意を求めたり、我々の同意がないまま佐賀県が同意したりされることがないように望んでおるところです。こういった意味から、佐賀県との話し合いが中心になるかと考えております。

もう1つは、市外の人たちにも私たちの運動を理解してもらえますように、いろんな機会を通じてお話をしていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（橋爪 敏君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

後期高齢者医療制度のことですが、先ほど課長がお答えしましたとおりであります。私の現時点での考えといたしますか、不安を申し述べたいと思っておりますが、法律で後期高齢者医療制度をスタートさせるということが決まりましたが、実際には、いざ作業にかかってみます

と、時間が足りません。非常にタイトな時間の中で、これは職員も非常に頑張ってくれておりまして、今間に合うようにやっておりますが、ちょうど、何年前ですか、介護保険ですね、これがスタートするときもこういう状況で、私はこの同じ議会で走りながら考えざるを得ない、走りながらいろんな工夫をせざるを得ない、こういうふうな表現で申しましたが、今回もそういうことであります。今、私たちが法律で決められたことをいいの悪いのと、実務者のトップとしては、そういうレベルの段階ではございませんが、できるだけ被保険者に迷惑がかからないように、鋭意今から努力をしていきたいというふうに思っております。

それから、ごみ処理の広域化であります。現在も広域的にやっているわけですね。そして、これを中規模と言うのか大規模と言うのか、そのあたりがあるわけですが、これを今回、今もくろんでおります計画との比較の中で、先ほど大きな3つの危惧があるんだということを申されましたが、そのあたりで現在の施設と、それから、今からやろうとしている施設、そのあたりをどこがどう違うのか、ちょっと私もよく今の御質問ではわからないというふうな感じがいたしました。

それから、新幹線長崎ルートのことです。あたかも12月14日に結論が出るかのようなことを言う方がおられます。12月2日に古川知事が突然お見えになりましたときも、12月14日に結論が出るから同意をしてくれと、こういう性急なことであったんですね。ところが、私と田中町長どちらも、私たちはそのように思っておりませんということを申し上げました。それは少し理由を申し上げますと、前回、平成16年の12月に政府・与党申し合わせの結論が出ました。その結論によって、3線同時着工、北海道、北陸、長崎ルートが同時着工、着工区間に同時に入ったと、こういうことであります。このときの政府・与党の見直し作業も1年ちょっとかかっているんです。今回は北海道、北陸、長崎ルートの延伸、これは当然、財源の問題と不利一体のものであります。そうなったときに、簡単に結論が出せるか、あるいは着工条件の変更、これも国土交通省並びに今の政府にとって、こういう地元の同意、あるいは合意づくというものを省くということがいかに重要なことなのか、私たちはそれは少なくともわかっているんです。こういう重要なことを1回か2回、政府・与党検討委員会を開いたぐらいで結論が出せるはずがない、私はそう思っております。1つの国家の政府ですよ。1つの国家の与党と政府の案です。そこんたいの片々たるグループで何じゃい話し合せて、こがしゅいて決めるのと違うんですね。これはいろんなほかのことにも影響していきますし、また、今までのこととどう整合性がとれるか、あるいは今後これがどう影響するか、あるいは国家と、つまり国家の政府と国民、あるいは地方自治体の信頼関係がどうこれによって影響するか、いろんなことを議論しなければ、結論というのは出せないんだというふうに思っております。そんなに軽い日本国家じゃないはずですよ。日本の政府じゃないはずですよ。

そういうふうなことを、別の角度からまた質問されればそれなりに答えますが、ただいま

の質問に対しては、そういうふうな考えでおりますということです。

それから、国土交通大臣に直接会いに行くべきだということではありますが、幸い鹿島市には公明党の市会議員がおられますので、正式に期成会の会長として、鹿島市長として、議長、副議長を通じてこれを会わせていただくようお願いをいたしますということを申しております。よろしくお願いいたします。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

状況が変わりまして、何か話しづらい状況ですが、それではまず、後期高齢者医療の問題からお尋ねをしたいと思います。具体的にお尋ねをしていきたいと思えます。

特に先ほども申し上げましたが、今回、後期高齢者医療制度が実現するということになりますと、保険料が払えない人からは資格証明書が発行される。つまり、保険証が取り上げられるという実態があります。申し上げましたように、今の老人保健制度の中では、75歳以上の人たちには資格証明書の発行はできないようになっているわけですが、この辺については決まりのとおりやられるのかですね。先ほど市長は、なるだけ迷惑のかからないようにしますと、どういう迷惑がかからんようにかわかりませんが、そういうお答えもあっておりますが、私は高齢者の方にとっては大変な問題だと思えますが、まず、その件についてお尋ねをします。

○議長（橋爪 敏君）

岩田保険健康課長。

○保険健康課長（岩田輝寛君）

この資格証明書の発行ということの最終的な権限は広域連合が持ちます。最終決定はですね。ただ、そういう中で、今回の高齢者医療制度の中でも国保と同様に、議員おっしゃるように、保険者間の負担の公平化を図るということと、それから、保険料の滞納者と接触をし、窓口での保険料の納付、こういうものを直接的に働きかける機会をつくるというようなことで、今回、国保と同様に、短期保険証の交付をするというような形になっております。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

理屈じゃないんですよ。お年寄りの人は病院にかからんといかんけど、保険証がないとかかれない。例えば、かかれても100%医療費払わんといかん。保険料が払えんのに、あの高い医療費がどうして払えますかね。例えば、先ほど私は、日本医師会が見直しの見解を発表したといいますが、そのとき出たのが、80歳、90歳から保険証を取り上げることができるのかというような、そういう意見出ているでしょう。

じゃ、お尋ねしますが、老人保健制度と今回の後期高齢者医療制度とのかかわりはどうなっていくんですか。何が何でも払えん人からは保険証をやらんといかんて、負担の公平だとかなんとか、そういう問題じゃないんですよね。その辺についてはどうなんですか。老人保健制度と後期高齢者医療制度とのかかわり。老人保健制度というのはそのまま生きるんでしょ。生きるとすれば、先ほど私が言ったように、75歳以上にはやっちゃいかんというのがあるわけですからね、そこのところはどうなるんですか。

○議長（橋爪 敏君）

岩田保険健康課長。

○保険健康課長（岩田輝寛君）

お答えします。

現行の老人保健法に基づく医療制度、これは来年の4月から後期高齢者医療制度が始まると同時に廃止になります。したがって、現在の老人医療制度が後期高齢者医療制度に移るという形になってまいります。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

わかりました。廃止になるということはわかりましたが、じゃ、老人保健制度があるときに、75歳以上の人たちに資格証明書の発行をしちやいかんと決まっとったのは、それはなぜ決まっとったと思いますか。どうしてそういう決まりがあったと思いますか。今回はそれがなくなろうとしています、なぜそういうことが決められていたのか、あなたはどう思いますか。

○議長（橋爪 敏君）

岩田保険健康課長。

○保険健康課長（岩田輝寛君）

老人保健制度の中では、短期保険証を配らないということですが、この老人保健制度というのは、まず、国保の被保険者、その中でも老人医療制度の給付を受けられる方がいらっしゃいます。それから、あと被用者保険、サラリーマンの保険にかたっておられる方、ほとんどが扶養者の方という形になると思いますけれども、直接的にこの保険税ないしは保険料を高齢者の方が納められるという機会は少なかったんじゃないかというふうに考えます。これが後期高齢者医療制度になりますと、75歳以上の方が直接的に納税義務を負うという形になります。そこら辺の違いで、こういうふうになってきていると考えております。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

**○14番（松尾征子君）**

いろいろはもう言いません。多いか少ないかの問題じゃないですよ。先ほど言ったでしょう。75歳以上の人たち、病院にかかると命にかかわる問題がある、要は人の命の問題なんです。それが制度が変わった途端に変わるなんて、特別お年寄りの命がどうなったというわけじゃないんですよ。そういうことだと思います。あとはまた、これからの取り組みの中でいきます。

次に行きたいと思います。

75歳以上で国保、健保から切り離される人があるわけですが、この切り離される人が鹿島市内で年金対象者で何人なのか、窓口給付者で何人になるのか、お尋ねをします。

**○議長（橋爪 敏君）**

岩田保険健康課長。

**○保険健康課長（岩田輝寛君）**

後期高齢者の連合のほうから平成20年度の予算編成の関係で通知が来ているのは特別徴収、年金から保険料を徴収される方の割合が85%、それから、普通徴収の方が15%ということで連絡が来ております。

以上です。

**○議長（橋爪 敏君）**

14番松尾征子君。

**○14番（松尾征子君）**

この数字というのは、先ほど私が大体4,000人ほどと言いましたが、そのそういう割合と考えるといいわけですね。私いつも思いますが、こういう新しい制度ができる、特に今回、後期高齢者医療制度というのは佐賀県で1つの組合になりますから、実質的には事務はそこです。しかし、今の答弁みたいに、組合から来ているのはこうだと来ています、その前に直接鹿島でどうなのかという調査ぐらいしてくださいよ、実態を。忙しいのはわかりますよ。課長も休み時間もパソコンにへばりついて仕事されている、その実態はわかりますよ。職員の人たちも数が減って大変なのはわかります。しかし、上から来たのがこうですよじゃなくて、こういう制度が始まるのはわかっているわけですから、鹿島市としてどうなのかというのをちゃんとやっぱり調べる必要があると思うんですよ。そこは今からお願いしたいと思います。答弁要りません。

それから、今まで扶養家族になっていたために保険料引かれなくて済んだ人もいっぱいいるわけですが、扶養家族から外されて、これから直接払わんといかにようになった人数というのはどれくらいになるんですか、75歳以上の人で。

**○議長（橋爪 敏君）**

答弁ありませんか。岩田保険健康課長。



**○保険健康課長（岩田輝寛君）**

この後期高齢者医療保険制度の対象者が鹿島のほうで、ことしの10月31日現在で4,500名ほどになります。そのうちに1,100人程度が国保以外の、いわゆる被用者保険の方々になります。この方たちが従来はお勤めの方の、サラリーマンの方の扶養者になっておられた方々が大部分じゃないかというふうに考えております。

それから、先ほどの特別徴収の鹿島市の割合でございませけれども、介護保険を参考にしますと、鹿島市の場合は89%ぐらいになるんじゃないかと、介護保険ではですね。ただ、先ほどの議員の質問の中にもありましたけれども、今後は介護保険料と後期高齢者の保険料を年金から天引きするという形になります。その年金から天引きをする場合に、180千円以上というのが基本的にありますけれども、この2つの保険料を合わせて年金額の2分の1を超える場合は、介護保険を優先して特別徴収をするという形になります。そいけん、恐らく89%から若干、特別徴収の割合が減るだろうというふうに考えます。そいけん、恐らく89%から鹿島市の場合は若干減ってくる特別徴収の対象者という形になってこようかというふうに考えております。

**○議長（橋爪 敏君）**

14番松尾征子君。

**○14番（松尾征子君）**

じゃ、次お尋ねします。

保険制度ですから、保険料がさきの議会で決まっておりますが、平均保険料は1人幾らなのか。そして、介護保険料と合わせて平均幾らなのか、ずばりお答えください。——保険料はわかりますでしょう、後期高齢者だけわかれば、それで結構です。

**○議長（橋爪 敏君）**

岩田保険健康課長。

**○保険健康課長（岩田輝寛君）**

後期高齢者の医療保険料ですけれども、平均で佐賀県の場合は65,092円ということで公表がされております。

それから、あと介護保険料ですけれども、ちょっと介護保険料のデータを持ちませんので、後でお答えをさせていただきたいと思えます。

**○議長（橋爪 敏君）**

14番松尾征子君。

**○14番（松尾征子君）**

こういう質問が出るときには、こういうのが出るくらいはわかっているんじゃないですか。一番肝心なところなんですよ。負担がどうなのかというのがみんな知りたいしね。もちろん新聞にも載りました。何にも載っていますが、そのくらいはちゃんとやっぱりお手元に置い

といてください。この件については、もう時間ありませんので、次に進みます。

今回の医療制度については、ただ単に保険料が別枠になるというんじゃなくて、医療内容も大きく変わるということが報道されておりますね。この医療内容の変更ということで、まさに差別制限というのがなされる、75歳以上の医療報酬が別立てになるということで、例えば、定額制にして保険が使える医療に上限をつけるというようなことが言われておりますが、私はこういうことになれば、せっかく治療を続けていたにもかかわらず、もうあんたはここまででお金はおしまいやっけん、もうせんでよかよと言われたときに、本当に今まで努力して治療してきた、お金をかけて治療してきた、お医者さんも頑張ってきたにもかかわらず、あとはもう来月の上限まで何もされんよというようなことになれば大変なことだと思いますが、こういうのに対してどうお考えですか。こういう上限制度の取り扱い。

○議長（橋爪 敏君）

岩田保険健康課長。

○保険健康課長（岩田輝寛君）

後期高齢者の診療報酬体系については、現在、国のほうで検討をされているというふうに理解をいたしております。したがって、その上限制度が設けられるのかどうか、そこら辺は今のところ、ここでお答えをできません。この診療報酬の改定に当たっては、後期高齢者の医療の診療報酬体系の骨子というのを国のほうで特別部会をつくって検討されております。これが10月に骨子が提案されまして、その骨子を受けて、今後具体的に中医協ですかね、そちらのほうで現在報酬体系が検討されているという段階だというふうに考えております。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

だから、そういうのでこういう結果になるから、それをあなたどう思いますかということ質問したわけですがね。もちろん、あなたがそれに答えるあれはないかわかりませんが、じゃ、この診療報酬の件について市長にお尋ねをしたいと思いますが、今言うように上限が決められる、そして、それ以上に、例えばお医者さんが、あなたもう少ししたほうがよかけんが、もうちょっと治療ばしゅうだいねと言うたって、その診療報酬は病院に来ない、つまり病院は赤字になる、じゃ、そういう奉仕的なのはお医者さんもしませんから、本当に高齢者にとっては大変な事態になる。

それから、まだひどいことが計画されていますね。終末医療について、特別報酬体系というのは、過剰な延命治療を行っちゃいかんというようなことで、誓約書を書かせるとか、それから、在宅死を選択させると、病院があなたもう家で治療してよかよということで、家に帰って治療——治療というか、もう病院の追い出しですよ。そういうことをすると病院の

診療報酬が加算されるなんてね、こういうことありますか。映画にも出ませんよ、こういうことね。そういうことが今回の医療制度の中にはうたわれているわけですよ。こういう本当に医療として、私たちはもうゆめゆめ考えもしないことですが、当然のこのように今なされようとしている、この件についてどうお考えでしょうか。——率直な気持ちで、市長、お答えくださいよ。

○議長（橋爪 敏君）

答弁ありませんか。岩田保険健康課長。

○保険健康課長（岩田輝寛君）

今、松尾議員が御質問の件なんですけれども、別の機会でも松尾議員のほうからそういうお話を伺っておりました。その関係で、ちょっと私も国が出すホームページあたりをずっと見ておったわけです。それで、先ほど言いましたように、先ほどの後期高齢者医療の診療報酬体系の骨子というのが10月にまとめられておりますけれども、この骨子をまとめるに当たって、社会保障審議会後期高齢者医療のあり方に関する特別部会というのが設けられております。その特別部会の内容を見ますと、診療報酬に反映すべき事項ということで、外来医療については後期高齢者を総合的に見る取り組みの推進というようなこと、こういうことで、主治医がこのような取り組みを進めるための診療報酬上の評価のあり方について検討をすべきであると。

それから、こういうものをずっと説明すると相当長くなりますけれども、今おっしゃったような形で、具体的にそれらしきものが私たちにちょっとよく理解できないところがあるんですね。したがって、今、国の報酬体系の検討が進められておりますので、そこら辺ははっきりしない限り、今の御質問にお答えはちょっと難しいというふうに考えております。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

実際、そういう方向づけはちゃんとして打ち出されているわけですよ。だから、そういう流れがあることは事実ですので、絶対に許せないと思います。後のがありますので、この件については締めに行きたいと思いますが、つまり、先ほどもおっしゃいましたが、まさに政府・与党が世代間の公平性を確保するということとか、高齢者に十分な負担などと、制度自体の目的を正当化しようとしているわけですね。だれも高齢者になるほど病気がちになって、幾つもの病を併発するというのは珍しいことではないわけです。そして、医療費がかさむのは当然です。そのようなことを無視して負担をそろえるということは本当に、逆に現実是不公平なものとは私は言わざるを得ないと思います。

政府の導入のねらい、これはもう当然、先ほどちょっと触れられたと思いますが、これを発揮するのは団塊の世代が後期高齢者になったときだと言われておりますね。国の財政負担が

ふえないように、国民負担増と給付抑制の仕組みをつくるのが後期高齢者医療制度だというようなことも言われていますが、このことを見ますと、今の高齢者はもちろんですが、将来すべての高齢者から医療を奪い取ろうという、その動きだと私は思います。生活基盤の弱い高齢者が現役並みの、同じような負担をさせられるということになるわけです。そういうことになりましたと、病院にも行けなくなり、許せないことなんですよ。弱い立場の国民には本当に過大な負担を押しつける一方で、空前の利益を上げていると言われている財界や大企業には過分の減税を続けるという、本当に弱者いじめのほか何もないものだと私は思います。私は今進められている後期高齢者医療制度、具体的に進められておりますが、そのもの自体をやめるべきだということを申し上げて、次の質問に移りたいと思います。

ごみ処理の問題ですが、ちょっと順番があちこちありますが、今あるごみ処理場も云々というような発言が出ましたが、私ちょっと調べてみましたが、こういうことを書かれていました。現在稼働中の焼却炉も悪いが、今から計画されている大型溶融炉は比較にならないほど危険だということです。新しい計画では、排出基準を0.1ナノグラムと言うんですか、単位、私もよくわかりませんが、以下だから安全だと宣伝をしているが、ごみ処理の規模が100トン以上だから20倍以上を出し、稼働時間も24時間だから、現処理場の3倍になり、総量としてはぐーんとふえるということですね。だから、今のもこうだ、今度のは安全だとかいう、そういうのは全くのまやかしだということが言われています。

それから、国の基準が云々ということがありますが、国の基準を守っていれば絶対安全かといえば決して安全ではないと、そういうことを言われていますね。水俣病の場合でも全くそうじゃなかったということが証明されたということですが、ここで具体的に質問をしたいと思いますが、いよいよもう議会も開かれてスタートしておりますので、まず最初に、今度の広域組合への負担金でお尋ねをしたいと思いますが、これまでもちょっと出されてもきましたが、今回の議会の中で予算が決まり、さらに当初から補正予算も組まれておりますが、鹿島市としての負担がどのようになるのか、まずお尋ねをします。

○議長（橋爪 敏君）

亀井環境下水道課長。

○環境下水道課長（亀井初男君）

ただいまの14番松尾征子議員の鹿島市の負担がどうかということでの答弁をいたします。

現在、鹿島市のほうからは1人の職員を出しております。4市5町ございまして、4市のほうから事務員という形で4名を出しておりますけれども、その職員の給与分相当分が今年度の負担と、それに事務負担経費を加えて、そして、かつ、先ほどからいろいろお話がっておりますけれども、こういう難しい問題の中で、4名の事務員では技術的なところもわからないというようなことで、アドバイザーというシステムを設けまして、いろんなそういう技術的な方法を論じていただく、指導いただくようなコンサルを用意いたしております。

したがいまして、そこをお願いする委託料、こういうのを全体で、今4市5町でございますけれども、全体の平等割、あるいは人口割という形で負担をいたしております。12月の補正では、現在職員を出して、精算は最終的には3月の精算になろうかと思っておりますけれども、若干の補正をいたすという形になっております。

以上でございます。（「金額ば言わんば」と呼ぶ者あり）

済みません、ちょっと今ここに金額をはっきり持ってきていませんので、済みません。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

もうさっきも言いましたが、質問をする内容、大体財政的な問題が出るのはわかっていると思いますよね。私がこれば聞くよと言うとらんやったかもわかりませんが、これば聞くよでいっちょいっちょ言わんぎ準備をせんというようなことじゃなくて、やっぱりすべきですよ。例えば、総合アドバイザー委託がされるわけでしょう。その総額が幾ら、じゃ、鹿島が幾ら出してください、それから、事務費その他ですね。負担金、いろいろあると思いますが、それを具体的に出していただきたいと思います。

それから、次にお尋ねをしますが、今回、ごみ処理場をつくっていくという上で、私はどういふのをつくりますかといったら、まだわかったらんですというようなことを課長はおっしゃいましたね。話に聞きますと、関係課長で諫早に視察に行かれたですね。あなたも行かれたと思いますかね。その諫早に行かれた、行かれていなかったら行かれていないでもいいですが、例えば、行かれたとする、恐らくよそが行っているから鹿島の職員が行かないということはないと思いますが、その諫早のごみ処理場についてどういう感じを受けてこられたのか、まずお尋ねします。

○議長（橋爪 敏君）

亀井環境下水道課長。

○環境下水道課長（亀井初男君）

ただいま諫早の施設がどうであったかということでございますけれども、諫早のほうには平成17年に協議会の段階で研修をしているようでございます。したがいまして、私、直接見には行っておりませんが、現在、諫早のほうにありますのは、県央県南広域環境組合ということで設立をされているようでございます。規模としては300トン、100トンの24時間燃焼の炉が3炉あるということで聞いております。つくりましたのが平成17年ということで、18年に搬入量が予定された以上に搬入されて、また技術的にも担当職員が確立されていない状況で処理が間に合わないというような状況があったというふうに聞いております。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

どういふのをつくるかというのはまだわかっていないというようなことで、お話しする中で聞きましたが、もう大体、ここまで来ていますから、どこのば参考にしゅうかとか、どういふ形にしようかという話は出ていないのかどうか、その辺いかがですか。

○議長（橋爪 敏君）

亀井環境下水道課長。

○環境下水道課長（亀井初男君）

お答えをいたします。

私たちは構成団体の課長会ということで、幹事会というところで検討会をいたしておりますけれども、先般、私たちも佐賀の処理組合、それから、最近新聞をにぎわわしておりますけれども、鳥栖三養基の組合、こちらの2カ所を見に行かせていただいております。ただ、その中で、どういふ構造の、あるいはどういふ施設がいいというところまではまだ至っておりません。

ただ、先ほど部長も申しましたけれども、ダイオキシン類をどういふふうにして除去するかという問題が一番大きく、これは先ほど松尾議員も危惧されているということでありましたけれども、これを除去するには800度以上の燃焼で、機械等々の効率からすると24時間燃焼させたほうがいいというようなことで聞いておりますので、ただ、燃焼させると、そこにガスが発生して、そのガスの中のダイオキシンも処理をしなければならないということで、それを除去するためには溶融してスラグ化したほうがいいというふうに聞いております。ただ、今現在、この工法、あるいは施設の内容について、まだ具体的などころまでは行っておりません。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

実質的には組合議会のほうで決定をし、私たちの意見もなかなか直接伝わりにくい面もありますので、余計私はこういうふうにして、うちからも議員も出ていますからね、そういうのが伝わればいいと思って言っているわけですが、特に見に行かれた諫早の問題とか、みやきはいろんな問題で新聞もにぎわわせましたね。特に私、諫早のもちょっと調べてみましたら、始まると同時に、いろんな欠陥が出ているわけですね。特に、1日に300トン処理ができると言われていたが、その能力は発揮されていなかったとか、それから、稼働開始からわずか半年で長崎市の処理工場に委託をせんといかんようになったとか、それから、助燃剤の天然ガスが大量に使われているとか、通常は2つの炉で運転、1つは点検時の予備にと説明

されてきたが、3つともフル回転しても対応できなかったとか、このことについては課長も、こっちも故障がしたときどがんすっですかと言うと、2つつくるけんが一方ば使うぎよかというようなことをおっしゃいましたが、しかし、もう現に諫早でこういうのが出ているわけですね。それから、液体酸素は施設の中で製造することになっていると説明をされてきたが、大量の液体酸素を外部から搬入せんといかんようになったとか、それから、処理できないゴミが施設の周りに山積みされシートで覆われているとか、そういう欠陥がすぐ出てきているわけですね。

だから、私、諫早を見に行かれたということで、参考にされるのかなというような心配もちょっといたしました。特にこういう大型ごみ処理場の問題については、ただ単に施設の不備だけでなく、搬入時のいろんな贈収賄事件などというのも出てきているのはもう皆さんも御存じだと思います。大型機械を入れるところとの関連、特に今、天下りの問題もいろいろありますが、それぞれが天下り職員で構成されているというような、そういう関連ばかりですね、周りを見ていますと。そういうのがありますから、今後議会の中に行ってお話しをされればいいわけですが、できませんので、特に課長会で、議会は別でも、あなたたちもお話しされると思いますから、そういうところは重々に注意をしながら私は進めていきたいと思うんですよね。

それから、特に今からの問題ですが、私はもうここまで進んでいる、それから、いろいろ問題はあるけど、財政的な問題とかいろいろ言われますが、やっぱり今どこかで積極的に、もう大型ごみ処理場はだめだということで、いろんな問題も出ていますから、私はやっぱり取り組んでいく必要があると思うんですよ。特に、ごみ処理ではドイツですか、ドイツはごみ焼却炉はできるだけ少なくしていると。最終処理場も国内に10カ所ぐらいしかないそうですね、ドイツは。それで、日本でいえば九州に1カ所で済むというような、そういう取り組みをドイツはしている。それから、今リサイクルということで盛んに言われております。リサイクルもだめだと。リサイクルをする段階で、やっぱりいろんなものが出てくるんだと。だから、再利用、そのまま何でも使うというような、そういう観点でやっていかなくちゃいけないというような、そういうことが今言われているわけですよ。

だから、今、私たちが今からやろうとしているところこそ積極的にそれを進めなくてはいけないと思いますが、これまでいろいろごみ処理に関する法律などありましたね。そういうのに基づいて、鹿島市では本当に市民の皆さん、行政もそうですよ、努力をして、分類を細かくしながら、ごみを再利用しようとか、減らそうとか、ごみはあんまり減ってはいないとおっしゃいますが、そういうことに取り組んできたと思うんですよ。じゃ、今までそういうふうにして取り組んできた努力、それがどうなっていくんでしょうかね。今までのような形で取り組みをするのか、そして、燃やすに必要なごみだけをここに持っていくようにするのか、その辺は具体的にどうなるんですか。

○議長（橋爪 敏君）

亀井環境下水道課長。

○環境下水道課長（亀井初男君）

お答えをいたします。

先ほど議員言われますように、鹿島市ではごみの分別を特に進めて、県内でも先んじていることだと考えてはおります。ただ、平成10年から18年に比べましても、ごみの総量では9%ぐらいの増量になっております。したがって、できるだけごみの減量化については、今以上に充実をさせて、そして、減量した状態で施設をつくっても、そちらのほうにできるだけ少なく持っていけるような状態をつくっていきたいというふうに努力をしたいと思いません。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

ごみが減っていない、ふえているということで、どういう部類のごみがふえているかというのを、そのところをやっぱり私たち見ていかなくちゃいけないと思うんですよ。家庭生活の中から出てくるごみというのはそんなふえていないですよ、今。努力していますから減っています。極端に言えば、私のところだって燃えないごみ、生ごみは全然出しませんよ。燃えるものだけなんですよ。それから、燃えるものだって何なのかと。パック商品だとか、そういうのが今もういっぱいありますからね、一部はどんどんもうけている分をやっている、特にペットボトルなんてすごい量になってはいますが、そういうものなんでしょう。だから、そういうのがふえているわけですから、そういう根本的なごみが出ているところを、やっぱり臭いものはもとから断たなきゃなんてコマーシャルもありましたが、まさにそのところは全く置き去りにして、出てきたものを市民、住民に負担をかけてごみ処理場をつくらせよう。

だから、やっぱり私はこの問題については、もう予算を組まれてどんどん進められようとしておりますが、もう一度原点に立ち返って、私たちがごみ処理をどう取り組んでいかなくちゃいけないかというのを私たちは見ていく必要があると思うんですよ。その点についてはいかがですかね、ちょっと時間が余りないですが。

○議長（橋爪 敏君）

亀井環境下水道課長。

○環境下水道課長（亀井初男君）

議員言われますように、確かに資源化ごみというのは相当大きくなってはおります。ただ、議員が言われる部分については、減量化も相当していただいているかもわかりませんが



も、全体の量としては、表で言いますと、ごみ収集の全体の総括表なんですけれども、合計ではやはり9%ぐらい8年で増になっていますので、これをより分別していただいて、お願いをしていくように努力をしたいと思います。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

ごみ分別して努力していただきたい、していますし、しますが、例えば、この大型処理場ができたときに、ある一定のごみが集まらないと本来の役を果たさないと聞いておりますが、そういうふうになっていったときでも、今の分類の段取りというのはちゃんとやっていくんですか。絶対崩しませんか。そこはつきり。——いいですか。よそでは分類をしとったにもかかわらず、燃やすごみが足らんけん、もう何でんよかけん出せと、プラスチックでん何でん、そがんとでん何でん出せということでやっているんですよね。そこに問題も起きているんですよ。それを今までの努力をほごにして、ここもそういう形でやるのか、それともそれはそれとしてちゃんとやっていくということなのか、はつきりおっしゃってください。

○議長（橋爪 敏君）

亀井環境下水道課長。

○環境下水道課長（亀井初男君）

先ほどリサイクルじゃなくて再利用なんだということもおっしゃっていただきました。今利用できるものはできるだけ利用できるように、そして、生ごみについてはできるだけ減量化をしていくように、そして、処理場に持って行って処理するのはできるだけ最小限にしていくことが市民に対する負担が少なくなることだと考えておりますので、3R、できるだけ再利用していただくように考えております。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

あなたはそう考えているでしょうけど、現実として、どこでもそう考えておったけれども、ごみをこれだけ加工しないとその焼却炉の役を果たさないとということがあるから、もう分けたとで何でん、今まで何のために分別の努力したかと言われるようなことが起きているんですよ。だから、私はそこを、鹿島はそうであってもそれをちゃんと今のを堅持しますと、今まであったものについて堅持しますということ、そのことをお尋ねしたんです。時間がないので、もういいです。それぜひ、そうならそうでしてくださいよ。

それから、最後新幹線ですが、もう本当、向こうも土壇場でああいうことをやっていると思います。はつきりわかっていますね。もうどうしようもないから、知事の態度を見ても、

お願いします、とにかくお願いしますと、ああいうことしか言えない。私もテレビでしか見ていませんから前後の知事の発言はわかりませんが、そういう状況です。やっぱり私たちが今までやってきたことをしっかりと堅持して、毅然とした態度で長崎本線存続のためにやっていかなくちやいけないし、さらに力を強めたいと私も思っています。市長もぜひそのつもりで市民の先頭に立って新幹線問題では取り組んでいただくことをお願いいたしまして、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（橋爪 敏君）

桑原市長、簡潔にお願いします。

○市長（桑原允彦君）

いよいよ12月14日には第1回目の政府・与党の整備新幹線検討委員会が発足をしますが、恐らくこの日は検討委員会としての形づくりがまずなされるであろうと思います。少し中身を読みますと、検討委員会としての今後の進め方、あるいはタイムスケジュール、それから、実質議論をする作業部会といいますか、ワーキンググループ、こういうものの設置がなされるだろうというふうに思っています。そのときに改めて委員の中から、この着工条件の見直しの意見が出る出ない、それはちょっと予想つきません。ただ、出たにしろ、少なくともその日に見直しますとか見直しませんとかいう結論は出ないだろうと、こういうふうに思っております。

いずれにしても、今の現時点での局面というのは、先ほど議員がおっしゃいましたようなとらえ方を私もしておりますが、長崎本線存続のためには、この局面は逃げられません、避けては通れません。これを避けて、例えば、同意をするよというなら、何のためのこの17年間だったのかということになるわけです。鹿島市は、市長と、それから議会と、そして市民と一体になって、この戦いをやってきたではないですかということになるわけです。推進する人もそうでしょうし、反対する人も、それぞれがぎりぎりの局面で、ぎりぎりのせめぎ合い、戦いをやっているんですね。私自身も、これはもう全責任を負ってやっております。こういうときこそ、市民の代表である市長が体を張って頑張るということが市民にとっての市長のあるべき姿だと私は思います。その思いをずっと持ち続けながら現在までやってきましたし、今後もその市長としての義務を果たしていきたいというふうに思っております。

○議長（橋爪 敏君）

以上で14番議員の質問を終わります。

ここで10分程度休憩します。11時40分から再開します。

午前11時29分 休憩

午前11時39分 再開

○議長（橋爪 敏君）

休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

執行部から答弁の申し出がっておりますので、これを許します。岩田保険健康課長。

○保険健康課長（岩田輝寛君）

先ほどの14番議員のほうから、介護保険料と後期高齢者の保険料、平均して、合わせてどのくらいかというような御質問がありました。お答えをしたいと思います。

先ほど言いましたように、後期高齢者の保険料が65,092円、介護保険料が59,091円というふうになっておるようでございます。合わせまして124,183円ということになります。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

次に、8番議員福井正君。

○8番（福井 正君）

おはようございます。8番議員福井正でございます。通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

質問の前に、先ほど松尾征子議員から御紹介がございましたけれども、今月の8日、9日、10日の3日間、東京で長崎本線存続のための街頭活動を行ってまいりました。新宿とおっしゃいましたけれども、浅草の雷門前と銀座のソニービルの前、その2カ所で2日間にわたって街頭活動を行ってまいりました。キー局で2社、テレビ朝日とTBSがお見えいただきまして、それから、地元からもNHKさん、サガテレビさん、あと新聞社等おいでいただきまして取材をしていただきました。そのとき、鹿島から11名参加いたしました。そして、現地に行きましたら、東京在住の鹿島市出身の方が延べ8名来ていただきまして、その方たちも一緒にチラシを配っていただいたということでございます。うれしかったのが、見ず知らずの方が、いわゆる「なし？会」の会員となっていただいて、会費も払っていただいたということが数件ございました。そういうことで、東京という大都会の中での活動でしたから、ほとんどの皆さん、関心ない状態でしたけれども、私たちがいろんな説明をしていく間に少しずつ、じっくり聞いてくださる方もいらっしゃったということをもまず報告させていただきます。

それでは質問に入ります。今回は大きく、ごみ処理問題、食育について、鹿島市の地産地消への取り組みについての3点でございます。

まず、ごみ処理問題でございますけれども、先ほど松尾議員からもございましたので、少しかぶるところがあるかもわかりませんが、10月10日の新聞報道によりますと、杵藤地区、伊万里市、有田町の9市町で構成する県西部地区広域衛生環境組合の新しいごみ処理施設が2015年稼働を目指して、武雄クリーンセンターの近くの伊万里市に建設をされることが決定されたということがございました。これは、鹿島市、我々の市議会でも説明がございました。

まだ、建設の正確な場所ですとか、規模、清掃施設の種類などは環境組合で今後検討されていくことになっておりますが、今からまだ7年程度ございますけれども、逆算をしてみま

すと、余り時間がないのではないかなという気がいたします。清掃センターの建設というのは、まず建設に巨額の費用がかかります。また、運営費に関しても、多額な費用がかかるということがございます。この費用の負担に対して、鹿島市がどの程度の負担になるのか。厳しい財政状況の中で負担に耐えることができるのか。また、炭酸ガス排出量やごみのリサイクル、生ごみの再利用などの施策がどのようになっていくのか、環境の負荷がどのようになっていくのかが心配されるところでございます。今のところ、まだ何も決定されていない状況で、答弁も難しいと思いますけれども、将来の鹿島市にとりまして多大な影響がある計画でございますので、あえて質問させていただきます。

伊万里市の企画政策課長が、平成18年6月28日に、伊万里市に対して提出されました伊万里バイオマスタウン構想というのがインターネットで検索ができました。その構想によりますと、生ごみ、食品廃棄物、畜産系廃棄物について、NPO法人のはちがめプランというのがございますけれども、ここで既にもう堆肥化をされております。これを支援していくということと、あと、可燃ごみ、これはプラスチックも含まれますけれども、今焼却処理をしていますけれども、設備更新に当たって廃熱の有効利用を検討していくということです。また、ごみ減量化及び事業系生ごみのメタンガス化、市街地から離れた農山村地区に、小規模分散型可燃ごみガス化を考慮していくという記述もございます。また、廃食用油については、BDFの規模拡大を図っていくということですね。それから、家畜の排せつ物につきましては84%が農地に堆肥として還元をされている。未利用家畜排せつ物については、農家の処理コスト低減のためにエネルギー利用などの堆肥以外の利活用について検討していく。下水道汚泥について、今後、民間業者の有機肥料の原料として提供する方針。間伐材、林地残材について集積材の加工原料としていく。ほかにも、わらくずですとか、剪定くずについてもやっていくということでございます。

この中にございますのが、ごみを堆肥化してエネルギー化していくという循環型システムという考え方だと思います。伊万里市のごみ処理施設は、平成26年までは改修を進めながら処理を行うという記述もございます。新たな処理施設整備に当たっては、循環型社会形成及びバイオマス資源の有効活用の観点から、高発電効率型可燃ごみガス化等の方向も含めて検討していくという記述がございます。

鹿島市でもさまざまな検討をされていると私は思いますけれども、今後、鹿島市としてどのような考え方を持っていかれるのかということをまずお尋ねしたいと思っております。

まず、生ごみ堆肥化ということで質問いたしますけれども、9月4日に東京農大の小泉武夫先生、これは発酵の権威でございますけれども、講演会に参加をいたしました。その講演会の中で、福島県須賀川市で生ごみ及び家畜などの畜産ふん尿、汚泥、木くず、廃酸、剪定枝や草の堆肥化事業に取り組んでおられるということで、これは一個人の方が企業としてなさっております。1日当たり、固形物80立方メートル、液状物40立方メートルを完熟堆肥化

して販売をされているという内容でございました。私もこのことに興味を持ちまして、いろいろと調査してみました。この企業は、本屋さんの御主人が小泉先生の指導を受けて、私費7億円を投じて、長さ100メートル、幅3メートル、深さ2メートルの処理施設を2棟4レーン、3,600平方メートルの施設を建設、敷地面積9,507平方メートルで、完熟堆肥を年間1万トン生産しているという企業でございまして、経営は、搬入の持ち込み料と堆肥の販売で収入になっていると。従業員が4名ということでございます。ここは、経営的には非常に厳しいけれども、やはりこれだけのことをなさっている一企業があるということでございます。

それから、県内を見ましても、伊万里市のはちがめプランというのがございますし、江北町は、現在は商工会で堆肥化に取り組んでおられます。鹿島市でも、EM菌のコンポスト、あと生ごみ処理機を使った堆肥化に取り組んでおられます。また、ごみも8分別をされておまして、リサイクル率は大変進んでいるんじゃないかなと思っております。

平成18年度、第4次鹿島市総合計画の基本計画書の廃棄物の処理とリサイクルという項目に目を通しますと、可燃物の処理量が、これは平成11年ですけれども、6,476トンから、17年には7,110トンということで634トン増加をしています。これは全体のごみの量でございます。ただ、18年度は若干減っているということでございました。杵藤広域クリーンセンターの処理でございますけれども、18年度の決算で、これは鹿島市の決算ですが、119,188千円の衛生の処理が負担となっております。1日当たり約20トンの可燃ごみが発生しております。これは鹿島市ですけれども。この量は、先ほど申しました須賀川市のプラント程度で十分処理をできる量じゃないかなと思います。現在、焼却処分をし、埋め立てで廃棄処分をされている生ごみを堆肥として再利用するというのが、今まで以上に推進できたとしたら、焼却廃棄処分をしている燃料の問題、最終処分場の問題等が減少をしていくんじゃないかなと思っております。

そういうことでございまして、どちらを選ぶか、例えば、焼却型のものをしていくのか、それから、例えば、生ごみだけですけれども、堆肥化をしていくかということ、これは今から鹿島市の一つの方針として考えなければいけない問題ではないかなと思っております。

それから、第4次総合計画の中で、完熟堆肥として農業、林業に活用することで、有機農業への取り組みがこれ以上活発になると。以前の第4次総合計画では、本格的な堆肥プラントの建設を模索するという表現になっておりましたけれども、昨年度の見直し後には、生ごみ堆肥化の推進という表現で、少し後退したような表現になっておりますので、ここら辺のことはどういうことなのかなということでお尋ねしたいと思います。

そこで質問でございますけれども、第4次総合計画の堆肥化推進プラントの建設の模索という表現から、堆肥化推進という表現になったのはどういう理由なのか、お尋ねします。

それから、生ごみ堆肥化推進ということが、具体的にどのように考えておられたのかということをお尋ねします。

それから、現在の生ごみ処理方式として、どのような方法があるのか、その処理にかかるエネルギーコストがどれくらいなのかということ、まず1回目のお尋ねにいたします。

次に、大規模ごみ処理ということでお尋ねいたします。

現在の杵藤クリーンセンターは焼却型で処理をされています。エネルギー回収型のRDFという、いわゆるごみを燃料にして、それを燃やすという、それで発電をするというやり方もありますし、それから、ストーカ炉と言いまして、これはごみを格子状のところに落として、そこで燃やすというやり方と、それから、次世代のストーカ炉といって、これは、いわゆるガス化して、それでそのガスを使って発電するというやり方もあるようでございます。それから、ガス化熔融炉等がありまして、最近、一番新しいのが、生ごみをメタン発酵して、そのガスを利用するというのと、それから、メタンを使って燃料電池で電気を起こすという考え方も、さまざまな方式が現在でもございます。

ただ、いずれに技術にしましても、設置費用ですとか、ランニングコスト、それから、ドイツでは爆発した事故があったという等々のこともございますので、こういうことも含めて、今から検討していかなければいけないんじゃないかなと思っています。

佐賀市に平成15年に竣工いたしました佐賀市エコタウンでございますけれども、5ヘクタールの敷地に、建設総費用が約200億円、ごみ焼却施設は全連続燃焼焼却炉、いわゆるストーカ炉というものだそうでございますが、1日能力として300トンの生ごみと、これはプラスチックごみも一緒に燃やすということでございまして、ランニングコストが620,000千円ということでございました。ただ、これは発電もなさってございまして、1日4,500キロワット／アワーの発電もされているということでございます。

また、佐賀県内でいきますと、鳥栖三養基西部リサイクルプラザというのがございまして、これは平成16年でございますけれども、これはシャフト型熔融炉というものでございまして、この炉だけで54億円、1日最大132トンの処理能力があるということで、発電と、これはスラグと言いまして、いわゆる残滓を鉄だとか、ほかのものにして、これを利用するという考え方で建設されたものでございますけれども、新聞等でもおなじみのように、この処理コストがかかりまして、ここを請け負っている業者の方が撤退をするという話が今起きています。多分、処理コストの関係だろうと思いますが、現実には、いわゆる発電をしたり、建設資材として、そのスラグがとれたとしても、これがなかなかうまく売れないという面もあるんじゃないかなというふうに思います。

そこで質問でございますけれども、杵藤クリーンセンターの運営費負担金が年間612,000千円程度かかっています、ごみ処理だけで。そのうち、燃料費の問題、今、原油等が値上がりしまして、燃料費がガソリンでも1.5倍程度に上がっていますが、ここら辺がどうということになっているのかなということと、それから、ごみ処理場建設には国の補助がございまして、国の補助率というのがどれほどなのかということがございます。そして、ほかに

もさまざまなごみ処理の方式がございますが、鹿島市や杵藤地区でどのような研究が行われているのかということで質問をさせていただきます。

続きまして、食育に関して質問でございます。

先日、文部科学省は、学校給食で、これまでの栄養改善という考え方から、食の大切さ、栄養のバランスを学ぶ食育という方向に方針転換をされるという報道がございました。その方針の中に、あいさつの習慣化ですとか、家庭での食育の役割の重要性という記述がございました。

その中で質問でございますが、まず、朝食の摂取について質問いたします。

これも、実は私も講演をお聞きしたんでございますけれども、現在、熊本県の盲学校の校長先生をなさっている大畑誠也さんという方がいらっしゃいます。この方は、ことしの3月までは熊本第一高等学校の校長、その以前は八代高校、菊池高校などの校長を歴任された方でございます。私も、2度、この大畑先生の「悪戦苦闘能力を身につける」というテーマの講演会を拝聴いたしました。

その講演内容というのを簡単に申しますと、熊本県内の荒れた高等学校、本当にいろんなすさんだ面があったそうでございますが、これをどのようにして立て直してきたかということでございました。その中で、いわゆるちゃんとしたあいさつ、学校内だけではなくて、住民の方たちともちゃんとあいさつができるように生徒をしていったとかいうことでございまして、その結果、就職率がアップしたとか、地域の方から認められる高校生になった等々がございました。

その中で一番ユニークだと思いましたのは、その当時、朝食抜きの生徒が80%以上いたという高校があったそうでございます。その高校を100%朝食を食べるようにしましたということでございます。これは、朝食抜きの生徒がどんなに指導しても減らなかったと。そして、食べさせるためにはどうすればいいかということ、学校で給食、朝、朝食をつくって食べさせればいいのかということがありまして、ちょっと私もこれはびっくりいたしましたけれども。当然、食材をどうするかとか、だれがつくるのかとか、いろいろな問題があったそうですが、これは教職員の方たちが自分たちで米とみそと野菜、御飯とみそ汁だけの朝食です。これを自分たちで、いわゆるかまを持ってきて御飯を炊いて、みそ汁をつくって、朝食食べたと。その結果、当然、全員朝食を食べるようになりまして、結果的に言いますと、その子供たちの成績がぐんぐん上がってきたということだそうでございます。やはり朝食を食べることが、どういうことかといいますと、やはり食べることでブドウ糖が脳に回って、考える力が向上していくということだそうでございますけれども、この朝食を食べさせるということがいかに大事なということがそのとき改めて思った次第でございます。

そこで質問でございますけれども、鹿島市の小・中学校の朝食摂取率ということがどのような状況なのかということと、朝食摂取についてどのような指導をなさっているか、それか

ら、朝食摂取についてキャンペーンですとか、講演会等をされる考えがあられるかということをお尋ねいたします。

それから、次の学校給食における地産地消の取り組みということでございます。

以前も私はこのことで質問いたしました。これも、東京農業大学の小泉先生の講演だったのでございますけれども、やはり、ある地区、四国の南国市というところがございまして。ここは、非常にユニークな給食方法をとっておられまして、いわゆる食材についてはほぼ100%地元産の食材を使うということございまして、その結果、いわゆる地元の農家の方たちと、それから生徒で、非常に顔が見える関係になって、あの方がつくった野菜だからということで、その方を認識されて、あと農業に対する理解も深まったということ等々ございました。だから、鹿島市の場合、今までセンター方式で給食をされていますけれども、ここは各校で、自校方式でされているということございました。

そういう状況の中で、鹿島市でもこれはできるんじゃないかなということで、以前も質問しましたけれども、地産地消の取り組みとして、地元食材をふやしていくという考え方がないのかなと。できないとしたら、問題点がどこにあるのかなと。将来、給食センターが民間委託となりますけれども、これを機会に、自校方式にされるという考え方がないのかなと。それから、食材の安定供給のために、農協さんとか直販所等々と協議を行われたことがあるのかなということを1回目の質問といたします。

それから、鹿島市の地産地消について、ちょっと時間がありませんけれども、食料自給率について質問をいたします。

今、マスコミで産地偽装問題、賞味期限、消費期限の改ざん、それから、中国農産物の禁止農薬使用問題、ほかの輸入作物のポストハーベスト問題など、食の安全に関する関心が高まっております。現在、原油価格の高騰や穀物を原料としたバイオエネルギーの増産を原因とする穀物相場の高騰など、食料安保にまで影響する状況となっております。日本の食料自給率は18年度40%を割ってしまったと。このままでは、将来の食料確保について危惧があるんじゃないかなということでございます。

その中で、佐賀県の食料自給率というのが、調べてみましたら、カロリーベースで84%、生産額ベースで144%、これは16年度でございますけれども、先日、市の農水課に尋ねましたら、平成11年度に調査されたそうですが、鹿島市の自給率が大体80から90%、これはカロリーベースです。佐賀県平均の87%ぐらいに鹿島市の自給率はあるんじゃないかなということでございました。

こういうことで、やはり地産地消ということに取り組んで、この自給率を上げていくということが必要んじゃないかなと思いますけれども、質問でございますが、地産地消に今後どのように取り組んでいく考えがあられるのか。鹿島市の自給率向上の施策として、どのようなことがあるのか。自給率向上対策の基礎となる鹿島市の自給率調査をされるお考えがあ



られるのかということを質問いたします。

最後ですが、限界集落について質問いたします。

平成3年に長野大学の長野晃教授が提唱されました限界集落定義というのがございます。これは、65歳以上の高齢者が50%を超える集落で、就学児童以下の子供たちがいないという集落でございまして、12月2日のテレビ朝日系列「サンデープロジェクト」の中でも特集があっておりました。限界集落となってしまった地区は、雨も降っていないのに山林が突然崩壊をするという映像がございました。また、耕作放棄地が増加して、農産物生産ができなくなって、結果的に食料自給率の低下にもつながっているということでございました。国交省の調査によりますと、平成18年度で限界集落が7,873あるということでございます。

このような状況が鹿島市にもあるのかどうかわかりませんが、限界集落、いわゆる65歳以上の高齢者人口が50%以上の集落というのがあるかどうか、このことを調査されたことがあるかどうかということをお尋ねしまして、1回目の質問を終わらせていただきます。

**○議長（橋爪 敏君）**

午前中はこれにて休憩します。なお、午後の会議は午後1時10分より再開をいたします。

**午後0時6分 休憩**

**午後1時9分 再開**

**○議長（橋爪 敏君）**

午前中に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

8番議員の質問に対する執行部の答弁を求めます。亀井環境下水道課長。

**○環境下水道課長（亀井初男君）**

それでは、8番福井正議員の質問にお答えをしていきたいと思えます。

まず、生ごみ堆肥化の中で、第4次総合計画では堆肥推進プラントの模索ということでされてきたけれどもということでの質問だったと思えます。

これにつきましては、平成13年から16年にかけて検討がなされてきております。その中で、生ごみ堆肥の成分安定と相当量の需要が見込めない、また、農産物堆肥利用がJAとの問題もあって取り組みが難しい、そして、財政的にプラント建設への投資は厳しいという検討がなされまして、平成17年に、先ほどの質問にありましたように、基本計画の中では生ごみの減量化を充実していくという形で報告をされているということでございます。

それから、それでは現状どういうことをやっているかという具体的な生ごみ堆肥化推進ということでございますけれども、家庭生ごみの堆肥化のためにコンポスト、あるいは生ごみ処理容器、電動生ごみ処理機、こういうものに対する補助をいたしまして、家庭から出していただくごみをできるだけ減量化していただくという考え方でございます。それから、市内2カ所に大型の生ごみ処理機を設置いたしております。これは、堆肥化のモデルということで現在、農産直売所の稲荷の里、それから中尾一時集積所のほうに設置をいたしている

ところでございます。また、EM菌を利用した堆肥づくりということで推進を行っておりますけれども、市役所の駐車場ほか、各地区の公民館、あるいはララベルにこのEM菌を置かしまして、利用をしていただいておりますところでございます。また、啓発活動につきましては、出前講座等を開きながら、各地区へ出向いて啓発を行っているところでございます。

それから、生ごみの処理の方式はどういうものがあるかという御質問だったと思います。これにはいろいろございますけれども、ただいまうちのほうでやっておりますように、ボカシ容器でありますとかコンポスト、こういうのを使ってする微生物処理方式、これが1つ。それから、バイオ方式、それから温風乾燥方式、あるいは炭に変えてやっていく炭化方式、それに焼却をする焼却方式という、いろいろの方式があるようでございます。大型のごみ処理になりますと、この焼却方式の中でも、処理技術の中でいろいろ方法があるようになっております。

それから、(2)番目でありましたごみ処理施設についてということで、杵藤クリーンセンターの燃料費が平成18年度でどれぐらいかかっているかということだったと思いますけれども、燃料費が重油131トン使用いたしまして、8,246,700円、これが燃料費ということで報告をされております。

それから、ごみ処理施設建設について国の補助はあるかというようなことで質問だったと思いますけれども、最近は補助金という形でなくて、ほとんどが交付金という形でなされておりますが、今回こういう施設をつくりますと、今日では循環型社会形成推進交付金というのが事業費の3分の1出るようになっております。そして、残り3分の2ですけれども、そのうち90%が起債措置ができて、そのうち50%が後年交付税措置がされるというふうに聞いております。したがって、補助というか、交付金と交付税措置を含めると約63%程度になろうかと考えております。

次に、ごみ処理の方式の研究はどのようになっているかということで御質問だったと思いますけれども、先ほどの松尾議員の質問のところでも一部触れましたけれども、組合に専門の職員がおりませんので、それを助言できるようなアドバイザーということで日本環境衛生センターというのを委託いたしております。そして、ここで助言を得ながら研究をいたしまして、その研究の成果を構成団体の担当者会にまずかけてもらうようにしております。その担当者会で練ったやつを幹事会、これは課長会でございます。課長会に出していただいて、次に計画策定委員会というものを組織しようと考えております。これは、来年1月ぐらいになろうかと思っております。その計画策定委員会には大学の先生を含めた構成団体の市民の方たちを組織するというふうに考えておまして、ここに答申して、また問題が出れば幹事会、あるいは担当者会に押し戻すと。そして、練り上がったものを副市長会、あるいは市長会、そして議会のほうに持っていくというような流れで研究をしていきたいというふうに考えて

おります。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

藤田教育次長。

○教育次長（藤田洋一郎君）

私のほうからは、議員の御質問の大きな2点目の食育の取り組みについて答弁を申し上げたいと思います。

まず、1つ目の御質問でありました市内の小・中学校での朝食の摂取率はどのような状況かということであります。

各学校におきましては、時期を決めまして生活アンケートを実施しております。その中で、朝食を食べているのかどうかというのを尋ねております。今年度の調査によりますと、毎日朝食を食べていると答えた児童・生徒の割合でございますが、小学校で94%、中学校で84%ということになっております。

次に、この朝食摂取についての学校での指導はというような御質問だったと思いますが、各学校におきましては、食に関する年間での指導計画を策定いたしまして、計画的に各教科、道徳とか特別活動、給食の時間など、学校教育のいろいろな場面で指導をいたしておるところでございます。基本的な生活のリズムとして、早寝、早起き、朝御飯の大切さを理解させるとともに、生活アンケートを実施して、意識づけの定着を図っているということでございます。

次に、朝食摂取についてのキャンペーンや講演会をする考えはないかということですが、現状、学校のほうにおきましても、保護者向けでございますけれども、まず、先ほど申しました生活アンケートの結果を学校だよりなどでお知らせをいたしております。それから、授業参観などでは、栄養士や栄養職員が担任と協力して食に関する授業を行ったり、学級懇談会の折に朝食の大切さを訴える資料を配るなどの啓発活動を行っておるところでございます。また、給食センターにおきましても、早寝・早起き・朝ごはん運動の一環といたしまして、毎月、保護者に対してチラシ等の配付を行い、朝御飯をとることの大切さについて啓発活動を行っているという状況であります。

次に、2点目の学校給食での地元食材の使用についてお答えいたしたいと思います。

給食費というものは、保護者の方から給食の食材費として預かっているものでありますので、安全性はもとより、できるだけ負担が少ないものをと考えて運営を行っておるところでございます。そのような運営方針の中で、地産地消の取り組みの一環といたしまして、納入組合には価格が同じものであれば県内産や市内産を優先して入荷していただくようお願いをしている状況であります。ただし、価格等の面で県内産が高い場合などにつきましては県外産になる場合もありますし、大量に消費しますけれども、県内産では数量が賄えない野菜

類、例えば、ニンジンとかジャガイモなどがございますが、そういうことから県内産の使用実績というのが思ったように上がっていかない要因となっております。

平成18年度の地元食材の納入実績につきましては、県内産で45.9%となっております、ちなみに主食の米は全量、鹿島産米を購入いたしておりますので、それを含めると53.3%となっております。今後とも、学校給食における副食の地場農産物の利用拡大は努力目標として取り組んでいきたいと考えております。

それから、財政基盤強化計画の中での給食センターの民間委託のことについての御質問があったと思います。

これは、今現在、財政基盤強化計画の中では、給食センターの調理部門と配送部門につきましては民間委託をするという方向性が出されております。そういうことではありますが、鹿島市におきましては、長年にわたりましてセンター方式での学校給食を提供しております。そういう今の方法で現在まで大きな事故もなく無事、かつ安定的に学校給食を提供し続けてきておまして、今回、民間委託する場合におきましても、その長年培ってきたノウハウ、そういうものを現在のままで民間へ引き継ぐほうがよりスムーズに移行できるものと考えております。また、自校方式の提案もございましたけれども、自校方式にした場合には各学校に調理施設を増設しなければなりませんし、その費用も多額となるというところから、現在のところは今のセンター方式で民間委託に移行していきたいと考えております。

それから、最後になりますけれども、食材の安定供給のための農協や直販所との協議を行ったことがあるかということでの御質問にお答えをいたしたいと思います。

先ほども申し上げましたが、給食費は安心・安全、かつ負担がなるべく少ないようにするべきと考えております。そのため、当給食センターにおける食材の購入につきましては、製品の質がよく、安く安全な品物を安定的に納入してもらうということを目的といたしまして、鹿島市給食納入組合及び佐賀県学校給食会と契約を取り交わしているということでございます。

そういう状況の中での農協や直販所からの納入についてでありますけれども、今までも特定品目につきましては協議をいたして納入した実績というのはございます。実際、昨年もタマネギにつきましては農協の手持ちがあられる7月分ぐらいまでは納入したという実績がございます。それから、葉ネギ、これにつきましては最終的には台風の影響で納入できませんでしたが、納入発注いたしたと、そういう実績もございます。

そういうことから、全面的な納入についての協議はいたしたことはございませんけれども、個別品目の納入につきましては、今までどおり今後とも地産地消を推進していく観点からも進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

平石農林水産課長。

○農林水産課長（平石和弘君）

鹿島市の地産地消への取り組みについてお答えをいたします。

まず、鹿島市の食料自給率についてであります。

1点目が、地産地消についての今後の取り組みについてでありますけれども、地産地消については、地域で生産されたものをその地域で消費しようという取り組みにとどまらず、消費者と生産者の顔が見え、話ができる関係づくりを通して、いろいろな形での取り組みがございます。例えば、農産物直売所と加工所、学校での食農教育、保育所、幼稚園での農業体験学習、農家による貸し農園や体験農園の開設などであります。こうした取り組みは、地元の再発見や健康、農業、漁業、環境について考え、理解を深めることにつながるものであり、経済、雇用効果など、地域全体の活性化に大きな役割を果たしていると考えております。今後も、各種補助事業の活用により関係機関の協力、支援を得ながら地産地消の取り組みを推進してまいりたいと考えております。

次に、2点目の鹿島市の食料自給率と自給率向上の対策についてお答えをいたします。

まず、食料自給率調査の件ですけれども、実際に調査することは困難と考えます。国が示す人口と食料生産のバランスを示す目安の一つとして試算しましたところ、カロリーベースで平成11年において112%であり、県平均の96%より高い水準となっております。

それから、自給率の向上対策についてであります。この問題、日本の自給率は2006年度に39%に落ち込み、40%が8年間続いたが、維持できなくなったということで重要な問題となっております。国の施策では、生産面と消費面で取り組んでいくことが必要であると言われております。この問題を本市の農業の視点で考えた場合、農業の振興をどうするのかということになり、担い手対策が基本になると考えます。農業従事者の減少、高齢化が進行している中で、将来的にだれが経営体として、また多様な担い手として農地を守って生産の維持拡大を担っていただくのか、こういうことを明確にするということが大変重要なことだと考えます。

対策であります。国の政策支援が必要であると考えます。市といたしましては、農協など関係機関と連携しまして、国の支援体制に対応した積極的な取り組みをしますとともに、現在策定をいたしております各種の生産振興計画の実現に向けた取り組みを推進することであると考えております。

最後に、鹿島市の限界集落の状況についてであります。

本市では、これに関する調査を実施したことはございません。住民基本台帳では、平成19年4月1日時点で、65歳以上の高齢者が集落人口の50%を超えた集落は全体で84集落のうち2集落となっております。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

8番福井正君。

○8番（福井 正君）

答弁ありがとうございました。

まず、堆肥化の問題から質問いたしますけれども、現在もコンポストとか電動生ごみ機で、いわゆる堆肥化をされているということはよくわかっています。ただ、杵藤クリーンセンターのごみの搬入量、これは可燃ごみですから、生ごみだけじゃなくて紙と、一部プラスチックも入っているかわかりませんが、16年度、17年度は若干ふえて、18年度は少し減っています。だから、全体的に見ますと減少じゃなくて、横並びか、少し上がっているという状況にありますね。

そういうとき、今現在、家庭でされているコンポストですとか電動生ごみ機というのが、問題は、堆肥をつくっても、じゃ、それをどこに持っていくのかと。というのは、生ごみの場合、どうしても水分が多いということと、成分的に偏っているということで、いわゆる堆肥として非常に使いにくいという問題があるということを知っています。ですから、先ほど申しました福島県の須賀川市では、企業がこれに家畜のし尿等をまぜて、そして完熟堆肥として使われるということだと思うんですね。

だから、そこまでしないと、実際は堆肥として非常に使いにくい。だから、家庭で確かに堆肥化はされていると思いますけれども、それプラス、やはり次の資源として、生ごみに限ってのことですけれども、考えていかなければならないんじゃないかなということで、前の第4次総合計画では、そういう企画があったけれども、現在、いわゆる経費の問題、これはよくわかります。現実の問題として、須賀川市の場合が7億円ぐらいかかっていますからね。そういうことはわかりますけれども、だけど、やはりそういう問題というのは、例えば、伊万里市のはちがめプランにしても、あそこは民間の方がなさっていますけれども、やろうと思えばできるんじゃないかなと思うんですね。だから、そういうことも含めて、これを少し考え方を換えられるという考えはございませんか。

○議長（橋爪 敏君）

亀井環境下水道課長。

○環境下水道課長（亀井初男君）

お答えをいたします。

ただいま、考え方を換えるという意味に質問されたかと思うんですけれども、確かに、今言われたように、コンポストなり、EM菌なり、あるいは生ごみ処理容器で処理されても、捨てる場所がないと。したがって、やっぱり千葉畑なりあるような方しか、なかなかこれには取り組みにくいというような面もあったかと思えます。

しかし、今、ごみ処理施設をつくるにつけては、いろんな再利用なり、あるいはその他の、先ほどの松尾議員の話にもありましたけれども、電気に変えるとか、そういうこともいろいろなされておりますので、そういうところも含めて、今度つくる施設にどういう効率的な処理ができるか、そういうところは研究の題材にさせていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

8番福井正君。

○8番（福井 正君）

なぜ、こういうことを言うかといいますと、例えば、大型ごみ焼却施設、生ごみだけという形でしたときに、鳥栖三養基のごみ処理センターで54億円かかっていますよね。ところが、それに比べて、生ごみ処理、これが杵藤地区で、有田、伊万里まで合わせますと1日140トンぐらいになるというふうなことだと思いますけれども、これを処理するのを、生ごみ処理という形で幾らぐらいかかるのかなということを計算しましたときに、須賀川市の例を引きまして、あそこが大体7億円で、1日40トンぐらいの処理をする能力がある。これは家畜のふん尿も含めてのことですけれどね。だから、これを単純に4倍ぐらいすればいいと。だから、30億円ぐらいあればできるという計算になってきます。だから、今から、例えば、大型ごみ処理施設、あとでまた聞きますけれども、そういうことよりも、こういうやり方もあるんじゃないかと。全量、生ごみをこれで処理するということだけじゃなくってですね。生ごみ処理施設で、いわゆる畑にまた戻してあげるという考え方でいったほうがいいんじゃないかなと。

というのが、先ほど燃料費の問題をお聞きいたしましたけれども、今考えておる、いわゆるガス化溶融炉という、ちょっと調べてみましたらですね。基本的に、これで発電をしたりする、それから、いわゆる建築資材をつくったり、鉄を取り出したりということはありますけれども、現実に今動いている施設を見ますと、施設によってさまざまですけれども、例えば、コークスを使うコークス炉だと、コークスは後で追いだきしなければいけないとか、燃料をまた追加で含まなければいけないと、酸素を含まなければいけないという、さまざまな形で別のエネルギーが要ると。エネルギーが取り出されるけれども、エネルギーが要するという、非常に矛盾した施設があるそうでございます。

だから、それよりも生ごみを処理して堆肥化するというやり方のほうが経費的にも安いんじゃないかなということを思ったもので、ここまで多分計算されていないと思いますから、そこはわかりますが、私の考え方としては、そういう考えを持っていますけど、いかがでしょう。

○議長（橋爪 敏君）

亀井環境下水道課長。

○環境下水道課長（亀井初男君）

お答えをいたします。

先ほど言われるように、実際的に、具体的な話は進めておりませんが、私たちの幹事会の中では、新ごみ処理施設にどのようなやつをつくったほうがいいんだろうかというような中で、中間処理施設、これは先ほどからあっているように、ごみを焼く施設ですね。それにリサイクル施設とか、それから最後はごみ焼却した後の灰あたりがどういう処分をするか、最終処分場。ですから、リサイクル施設をどういう形でしていくのか、先ほどの生ごみは集約して堆肥化していくのかどうか、そういうところは考えて、施設をつくる一つの研究材料ということで考えたいと思います。

○議長（橋爪 敏君）

8番福井正君。

○8番（福井 正君）

そしたら、具体的な焼却炉について質問いたします。

先ほど、松尾議員も質問されましたが、例えば、杵藤地区のクリーンセンターのごみの搬入量が18年度で3万6,951トンございます。そのうち、可燃ごみが3万3,682トンで、不燃物が1,898トン、粗大ごみが1,371トンという量のごみを処理されておりますよね。伊万里の環境センター、これは16年度ですけれども、1万3,124トン、これは1年間です。有田が4,533トン処理をされておまして、ごみを減らさないままでこのまま処理をするといたしましたら、年間約5万1,000トン、1日当たり139トンの処理をします。これは、どういう形か私もわかりません。例えば、現在の焼却型でするのか、それから熔融型でするのかですね。佐賀市の場合が、ここはストーカ型の熔融だと聞いていますけれども、例えば、100トンの処理機が2基設置をするということになると思います。これは、先ほど生ごみ処理のことを言いましたけれども、例えば、1日100トン程度堆肥化することができるということになってきますと、いわゆる炉の数は1基でもいいんじゃないかなという計算もできると思うんですね。だから、そういう意味で、生ごみ処理ということで質問をしたところです。

もう1つ、ガス化熔融の場合の問題というのが、実は高温で燃やさなければいけない。ダイオキシンの問題がありますから。だから、1,000度以上、大体1,300度から1,800度ぐらいの高温になるということです。これだけ高温になるためには、やはりプラスチック系のごみもまぜなければ高温にならない。生ごみの場合は、1回乾燥させて、いわゆる燃えやすい状態にして、そして燃やすということですよね。こういうことを考えますと、問題は、生ごみの水分量の問題が一番大きいと思うんですよ。だから、これを生ごみの水分の分を別のものに、例えば、先ほど言いました堆肥化ということで私は言っていますけれども、そういう形ですることによって、この量を減らして、いわゆる焼却炉の数も減らすことができるんじゃないかなという意味で質問をしています。いかがでしょうか。



○議長（橋爪 敏君）

亀井環境下水道課長。

○環境下水道課長（亀井初男君）

ただいま福井議員のほうから言われた、処理量でちょっと私たちがつかんでいる数字と若干違うところもあるようですけれども、確かに、言われるように、生ごみの分を取り除きますと相当減っていくというふうな考え方は成り立つと思います。したがいまして、そういう指摘いただいておりますので、こういうのを研究させていただいて、大型大型とは言いながらも、できるだけ小さいもの、そして効率のよいものをつくっていけるように努力をしたいと思います。

○議長（橋爪 敏君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

先ほどの松尾議員の御心配といいますか、御指摘もありましたように、これを一回一回炉を燃やして、またその日のうちにとめてというふうなことであったら高温になかなかかなりにくいということで、24時間稼働で高温に保つと。これをするためには、ごみの量が少ないから、燃やす量が少ないから、分別収集とかなんとか、リサイクルとかせんで、そがんとまで持ってこいと、これは確かに現実としてあるわけで、そういう問題とか、今御指摘のように、水分を多く含んだ生ごみを処理する、これを投入すると、当然、温度は下がりますからね。所期の目的達成できないと。こういうジレンマといいますか、二律背反することがこのシステムには含んでいるということは、やっぱりあると思います。

したがいまして、こういう議会の場、あるいは議員の皆さんがいろいろお気づきになったことを私たちにも、私たち自身も研究しますが、いろいろ教えていただいて、そして、広域のごみの処理施設を建設していく前に、そういうものを私たちはぶつけて、よりよいものをつくっていかにかいかと、こういうスタンスで参りたいというふうに思います。

それから、先ほど、生ごみの問題で言われましたように、当然、そういうものと、どういう処理の仕方を広域でやるかということと、そして、各市町村でやらなければいけない、つまり役割分担といいますか、この施設ではこういうものはできないから、市町村で前処理をしなければいけないようになるとか、出てくるかもしれませんね。そういうものも、やっぱり市町村のもともとやらなければいけないことと、広域のごみ処理場に持ち込むこと、これは方式の問題かれこれと全部連動してきますので、複合的に政策としてこれはやっていかなければいけないと、こういうふうに思っております。

○議長（橋爪 敏君）

8番福井正君。

○8番（福井 正君）

ありがとうございました。

じゃ、ごみ問題、最後ですけれども、運営費の問題をお尋ねいたします。

運営費が、佐賀市の場合で今、年間620,000千円かかっています。この場合が、いわゆる運営をする会社だと思えますけれども、民間委託ですから、そこに約3億円ぐらい払って、あと燃料費とかなんとかの経費がかかっていると。鳥栖三養基でも約6億円、これも委託料がかかっていると。採算がとれないということで、先ほど前段で申しましたけど、運営会社が撤退をされるという表明をされましたね。結果的に、これはどういうことかということ、運営費をもっと増額してくださいということだと思えますよ。だから、今のガス溶融炉等は、じゃ、どういう構図になっているかということ、余りにも運転が複雑で難しいということで、いわゆる炉をつくった会社から派遣されて、その会社に全部運営を任せると。民間委託といっても、いわゆる競争相手がいない状態でやっていますから、かなり高コストになっているということを聞いています。

それから、建設コストにつきましても、海外の例を見ましたときに、例えば、台湾も日本と同じ焼却型でやっていますけれども、建設コストが2分の1から3分の1くらいでできているということも、これはインターネットで調べればわかります。

だから、そういうことも含めて、やはり考えていかなければいけないと。運用費につきましても、先ほど燃料のことをお尋ねしたのは、例えば、ガス化溶融型というのは、ごみが燃料になる。RDF、ごみ自体をペレットにして燃やすというやり方もありますけれども、これも非常に効率が悪いということで、今動いていないところもあるそうですが、実際には、やはり燃料が要らないというふれ込みであっても燃料が要ると。しかも、それで生産された鉄だとか銅というのは、溶融炉の場合、余りにも高温で焼き過ぎるものですから酸化してしまっ、あと使いものにならないとか、いろんな問題を実ははらんでいるそうです。私も現実に見ていないからわかりませんが。

だから、今後、杵藤広域と伊万里と有田の組合のほうでいろんな協議をされていくと思えますけれども、やはり鹿島市として、こういう問題点があると、一番の問題は、私は運営費だと思えます。ずっと未来永劫続きますから。だから、こういうことも含めて、しっかり考えていただいて、実際どういうふうになるか、やっていただきたいということで、これは私のお願いをさせていただきます。これに何か答弁ありますか。——ございませんか。なければ次に行きます。

それでは、ごみ問題を終わらして、次は食育のことで質問いたします。

先ほど、答弁いただきました。1つは朝食の問題で、小学校で94%、中学校で84%、かなりの数字だと思います。できたら、これを100%にしたほうがいいかなというふうに思っていますけれども、ところが、ほかのデータでいえば、これは小・中学校ですが、高校から二十歳ぐらいまで、朝食の摂取率というのが物すごく下がってきます。だから、小・中学校ま

ではある程度のところに行く、教育がきいている、指導がいいということだと思いますが、ただ、これがいわゆる高校を卒業したりして成人したとなってきましたと、大体30%ぐらまで落ちてしまいます。というのは、先ほど、教育の問題でいろんな指導をなさっていますかということで私は質問しましたが、結果的に言いますと、そのときの指導を受けている子供たちがある程度の年齢になったら朝食をとらなくなってしまう。これは、結果的に言いますと、やはり先ほど申しましたように、脳のブドウ糖の濃度が足らなくなると、朝ぼんやりしている人が多いというようなことにもつながっているんじゃないかなと思うんですね。

ですから、いわゆる学校教育の中で朝食をとりましょうと、これは学校に来ているときだけじゃなくて、大人になってからも必要なんですよということでやっていただいたほうがいいんじゃないかなと思いますけれども、そこら辺、どんなでしょうか。

**○議長（橋爪 敏君）**

小野原教育長。

**○教育長（小野原利幸君）**

小・中学生の朝食摂取の割合は、先ほど申し上げたとおりでありますけれども、おっしゃるとおり100%ではありませんが、国とか県に比べたら、比較的高率ではないかなというふうに思っております。

朝食をとることの効用、これはだれもが認める場所かと思いますが、私は、とる、とらないも大切なことですが、例えば、だれと食べているかとか、家族そろってというような食を通しての家庭でのコミュニケーションといいますか、こういったものが特に大切かというふうに思います。したがって、小・中学校時代にそういう素地が育っていることが、将来にわたってもつながっていくものであろうというふうに思っているところであります。

したがって、全国キャンペーンを文部科学省がみずから立ち上げて、早寝・早起・朝ごはん運動ですか、これを行っているわけですが、市内においてもいろんな機会に浸透は図っているところではあります。おっしゃるとおり、やはりまずは大人から、まずは家庭からという共通認識に立って、でき得る取り組みを私たちもしていかなければならないし、市民がこぞってそういう認識に立っていただきたいというふうに思っております。

**○議長（橋爪 敏君）**

8番福井正君。

**○8番（福井 正君）**

ありがとうございました。

それから、今度はまた、自校方式とセンター方式についてお尋ねいたします。

確かに、効率ですとか、今までの歴史等考えますと、センター方式で非常に効率よく、事故もなく進んできたということは私も理解できます。ところが、高知県の南国市の取り組み

というのは、その給食は自校方式であります。そこは、どういうやり方をされているかということ、米、御飯は家庭用の電気がまみたいので教室で炊いて食べさせると。副食については、いわゆる近くの直販所ですとか農家の人たちとお話しして、その作物を持ってきてもらって、簡単な調理場があるんだと思いますけれども、そこで調理をして食べさせると。そこで一番いいのが、調理をする方の顔が見える。だから、だれがつくって食べさせてくれよんしゃつとよということがわかるということと、それから、生産の顔がよくわかるということで、いわゆる食育という面においては大変いい効果が生まれてきているということで、実は高知県全体を見ましても、ほかの自治体でもそういう取り組みをもう既になさっているところがあるそうです。そこも、もともとセンター方式じゃなかったから、それができたということだと思いますけれども、やり方の工夫によっては、自校方式でもできるんじゃないかと。大規模校の場合は非常に難しいと思いますけれども、そういうことの見え方もあると。

というのは、食育という面でいったら、やはりつくる人の顔、生産者の顔が見えるということは、非常に食育の面ではいい効果があるんじゃないかなというふうに思いますので、そういう質問をさせていただきましたけれども、これについて御見解を伺います。

**○議長（橋爪 敏君）**

小野原教育長。

**○教育長（小野原利幸君）**

現在の鹿島市の学校給食センターは、御存じのとおり、三千数百食分を賄っておりますので、非常に大量な受注になっております。

先ほど、次長のほうから申しましたとおり、運営面とかコストの面とか、総合的に考えて、やはり現有の施設を有効活用しての民間委託、そして、おっしゃるとおり、センター方式、もう事実そうですから、うちがですね。そのことをよりスムーズに移行できるというふうに考えておりますので、やっぱり今まで培ってきた経験といいますか、ノウハウというものを要所要所で十分これが活かされていくものというふうに思っております。

ただ、将来展望の中では、さまざまな角度から情報を集めて研究をしていくということは当然でありますし、方向性の中では整理をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

**○議長（橋爪 敏君）**

8番福井正君。

**○8番（福井 正君）**

ありがとうございました。ぜひ、よろしく願いいたします。

次に、鹿島市の地産地消について質問いたします。

全国の自給率というのを調べてみましたら、東京が1%、大阪が2%で、神奈川が3%、大都会ではほとんど生産をしていないということございまして、北海道は200%の自給率

になっておりますから、余った分は全部他県に販売をしているということだと思います。先ほど答弁で、鹿島市が90%ぐらいとおっしゃいましたが、大体87%ぐらいだと私は理解していますけど、よかですかね。（「17年度で112%です」と呼ぶ者あり）だから、カロリーベースで112%というのは、実は私が持っていたデータと全然違うものですから、ちょっとそこはわからなかったんですが、生産額においては大体120%ぐらいいっていると思うんですけども、いずれにしましても、自給率を日本の問題としても高めていかなければならないというふうに思っております。

その中で、先ほど食育の問題で話をしましたように、例えば、給食のとき、地元産の食材を使おうと思っても、ないのがあるというのが当然出てきますよね。だから、その自給率、カロリーベースで考えますと、いわゆる100%以上のものがあるでしょうけれども、例えば、品目別で見たとき、例えば、鹿島市で何が一番生産されておって、自給率以上があるという品目別で見たら。ただ、気候風土の問題もありますから、生産できないものも当然ありますけれども。だから、そういうことを考えていったとき、できたら、技術的に難しいと思いますが、例えば、品目別にどの程度の自給率なのかなということを知っておいたほうが、次の、例えば、生産率、自給率を向上させるための一つの手がかりになるんじゃないかなと思いますけれども、これについてはいかがでしょうか。

○議長（橋爪 敏君）

平石農林水産課長。

○農林水産課長（平石和弘君）

供給力ということで、パーセントで品目別にわかっている分を申し上げたいと思います。

米が222%、小麦が161%、大豆160%、それから主なものとしては、海草類、これはノリが主なんですけれども、これに至っては5,131%ということになります。

ほかにもありますけれども、以上、品目別の供給できる割合ということで、以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

8番福井正君。

○8番（福井 正君）

すごい数字を伺いました。ノリが5,131%と、こんなにとれているとは私も思いませんでしたけれども、いずれにしても、品目、米とか小麦、大豆、ノリに関してはかなり自給率が高いというか、販売できるという状況だと思いますけど、それ以外のものについて、例えば、野菜類ですとか肉類にしても、魚類は魚が限られていますから、それは無理だと思いますけれども、そういうほかのものについての調査というのはされたことがありますか。

○議長（橋爪 敏君）

平石農林水産課長。

**○農林水産課長（平石和弘君）**

先ほど、品目で全部は申し上げませんでしたでしたが、肉類になりますと、これも国が示しました指数、ソフトの計算でやっておりますけれども、牛肉は184%となっております。豚肉が26%です。鶏肉177%、鶏卵60%、牛乳41%ということになっております。それから、ミカン先ほどは言ってませんでしたかね。ミカンは6,442%であります。

以上です。

**○議長（橋爪 敏君）**

8番福井正君。

**○8番（福井 正君）**

ありがとうございました。ミカンはすごいですね。ノリよりもすごい数字が出ていましたね。

この中で、豚肉が26%ということですよ。だから、ほかにもまだいろんな種類があると思うんです。私は何を言いたいかといいますと、例えば、自給率の向上ということには、やはり少品種大量生産という状況、この数字を見ても大体そういうことと言えますよね。だから、その土地に合ったものを大量に生産するということだろうと思いますけれども、例えば、鹿島市だけの自給率向上という、先ほどの給食の問題も絡んできますが、そのために、いわゆるいろんな食材がそろおうという状況が非常に好ましいと私は思っています。だから、少品種大量生産という考え方もあるでしょうけれども、多品種少量生産という考え方であってもいいんじゃないかなと。そういうことで、鹿島市の足りない分、できないものはしょうがありませんが、足りない分をもう少しふやしていくというやり方もあっていいんじゃないかなと思いますけれども、これについて御見解はいかがでしょう。

**○議長（橋爪 敏君）**

平石農林水産課長。

**○農林水産課長（平石和弘君）**

議員が申されるとおりに、地産地消の推進方策といたしまして、多品種少量生産の取り組みというのは最も有効的な重要なことであると考えます。

市内には、生産者の取り組みによります直売所、加工所がそれぞれ9カ所と、レストラン1カ所開設されております。全体の年間販売額が平成18年調査で約4億円となっており、3年前と比較しますと約1億円の増となっております。市全体の農業産出額約60億円の6.7%となっております。

それで、すべての直売所で出荷者が専門的農家から兼業農家、高齢者に至るまで多様な人たちへとふえまして、少量多品目生産の取り組みによって、地元の産品、加工品が品ぞろえすることで、販売額が増加することが地産地消の活動の発展とともに、地域全体の活性化につながっていくというふうに考えております。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

8番福井正君。

○8番（福井 正君）

今後とも取り組みをよろしく願いしておきます。

それでは、最後の質問でございます。限界集落について質問いたします。

限界集落になってしまった地域というのがどうなっていくかと。例えば、祭りごとができないとか、山林に関しては手入れすることができなくて、山がやせてきて保水能力がなくなってしまう、それから、農業の生産も非常にやれなくなると。これに関しては集落営農ですとか、担い手農業で対応されるということだと思えるんですけども。鹿島市で84集落中2集落がいわゆる限界集落にもうなっているということでしょうかね。

こういう限界集落というのは、じゃ、どういう形になっていくかといいますと、全国的にいきますと、中国地方で1つ、自治体自体が限界自治体になっているところがあるそうです。四国でも、かなり、いわゆる55歳以上の人口が50%以上の準限界集落、これ自体がかなりの量ふえてきて、自治体自体がそういうことになっている。鹿島市の場合は、まだそこまでいっていないと思いますけれども、この対策というのは早急に、今から考えておかないと、いわゆる限界集落がふえてしまった後に対策をとろうとしても、なかなか難しいという気がします。

ですから、今から、例えば、町部の人たちと、いわゆる中山間地の方が多いと思いますが、これといわゆる限界集落の人たちの、どんな形で手を握ってやっていくか。例えば、農作業を町部の人たちがするとか、いろんなやり方があると思いますけれども、こういうことについてどういうふうにお考えなのか。

また、限界集落自体が2集落ぐらいということですから、まだそこまで深刻に考えていらっしゃると思いますけれども、今後どう考えられるのかなということについてお考えをお尋ねします。

○議長（橋爪 敏君）

山本産業部長。

○産業部長（山本克樹君）

限界集落のことで私のほうから御答弁申し上げますけれども、この問題は、事、農業問題だけではなくて、集落の維持、この問題だというふうなとらえ方をしているんじゃないかと思います。

ある民放のテレビ局で、特集が今、2回目ですか、ありまして、私も拝見させていただいたんですけど、やはり対岸の火事では済まされないといいますか、そういうような気がしているところがございます。それならば、今の段階でどういう手を打っていった方がいいのかと

いうお話だと思います。1回目に、この定義を提唱された長野大学の先生の話が出てきましたけれども、この先生がおっしゃっているのは、それぞれの集落で自分たちが直面している問題、課題といいますか、それをまず整理したらどうかと、整理すべきだと、そこから始まると。だから、その整理した課題をお互い共有しようと、そして、求められる政策が何であるかということ整理していく必要があるというふうなことをおっしゃっています。例えば、集落で実現可能なもの、それから、自治体が後押しすれば前に進むもの、それから、国や県でなければできないものと、そういった整理をして、そして、自治体と一緒に話を進めていくべきだということ、そして、それにあわせて、そういう集落には1人のリーダーといいますか、地域の課題を政策化するリーダーと、こういったことの養成が急務であるというふうなこともおっしゃっています。

だから、おっしゃったように、地域の課題の中には、当然ながら食料問題であります農業のことも出てまいりましょうし、いろんな問題も関係していると思います。我々自治体としては、これは総合的にとらえていく必要があるというふうに思っています。

今後どうしていくかと、私、一担当がこれをどう取り組みますと、この場ではすぐ御答弁できませんけれども、避けては通れない問題だというふうな認識をいたしております。

○議長（橋爪 敏君）

以上で8番議員の質問を終わります。

ここで10分程度休憩します。午後2時15分から再開します。

午後2時6分 休憩

午後2時16分 再開

○議長（橋爪 敏君）

休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

次に、12番議員谷口良隆君。

○12番（谷口良隆君）

谷口良隆でございます。通告に基づきまして、2点について質問をいたしたいと思っております。新幹線問題、さらには広域再編が進もうとしております行政事務についてお尋ねをいたしたいと思っております。

まず第1に、新幹線問題についてお尋ねをいたしますが、私なりの所見を申し述べつつ、今時期における行政としての対応について市長にその所見を賜りたいというふうに思っております。

報道によって若干のニュアンスの違い等がありますものの、今日、年末を控えまして最大の焦点となってまいりました着工条件の見直し論は、自民党の整備新幹線鉄道調査会と整備新幹線建設促進議員連盟が12月7日に合同会議を開かれた模様でございます。着工条件見直しによる新幹線西九州ルートの問題の年内決着を目指す決議が行われたことが伝えられて



おりますが、その申し出に沿って、この14日には、先ほど来議論がされておりますように、政府・与党の検討委員会が予定をされている模様でございます。まさに、最大の山場にして最大の焦点とされております着工条件の扱いが楽観を許さない正念場を迎えているというふうに考えております。

桑原市長の今回の演告のとおり、与党の方針といえども、それが直ちに政府方針として採用されるかどうか、これは定かではないわけではございましょうけれども、もしこれが国土交通省の従来までの方針の転換ということに結びつくということになれば、既に同意を決めている古川知事の方針がそのまま受け入れられるということに直結するのではないかというふうに憂慮されます。存続期成会にとっては、まさに重大局面を迎えることを意味しているわけであります。

桑原市長が3年前、本議会で、存続運動にとって最も懸念される点は、最終的に政治決着をされるというシナリオであるという趣旨の本議会における答弁が今、私の頭の中によぎっているところでございます。8兆円を超す天文学的な借金を抱えた国家財政のもと、現在の長崎本線が公共交通機関として、その機能をいかに発揮しているという現状であるにもかかわらず、この上に鉄道をJRから切り離して、新たに2,700億円という巨額を投じて新たな鉄道の建設がされるということは、もとより問題を私は当初から指摘をしましております。

鹿島市の唯一の高速交通手段と言えるJR長崎本線がJRから切り離され、第三セクター化されることは、鹿島市の将来にとってどうしても阻止をしたいという当初からの戦略目標が揺るがされる事態が到来しようといたしております。

ここで、私たちが考えたいのは、そうした戦略目標の可能性として、幾らかでもまだその選択肢が残されているのであれば、さらにその実現のためのあらゆる追求を継続しなければならないと考えますけれども、しかし、一方では、私がさきの6月議会でもこの場において申し上げておりますように、所期の目標が達成できないこうした政治決着の可能性が深まる中で、どうしてもそのためのセーフティーネット、つまり一地方の届かないレベルでの政治決着に押しつけられた場合のことを想定した次の一手を準備することがどうしても避けられない情勢に直面していると考えておりますが、いかが市長は考えておられるのかについて、以下お尋ねをしまいたします。

これまで桑原市長は、市民の先頭に立って、政治生命をかける決意で存続運動を引っ張ってこられたというふうに認識をいたしております。その決意と勇気、さらには精神的な忍耐力、深く敬意を表するほかございません。その努力の結果が上下分離方式の提案につながり、さらに赤字が出た場合でも、佐賀、長崎両県が責任を持つというところまで言わせしめ、さらに利便性を失うその代償措置として県事業による高規格道路の建設等のほか、地元提案によるさらなる振興策の上積みという譲歩まで勝ち取ってこられております。もとより、私自

身の政治的感覚からすれば、先ほども述べましたように、当地の鉄道対策は長崎本線、さらには佐世保線が線型改良や複線化などによって在来線の利便性向上を図ることこそが西九州一体のくまなくの振興に結びつくというものだというふうに考えておりますが、新たに環境を壊してまで新線をつくり、在来線を風化させてしまうという考え方には、先ほども申し上げますように、なお不満が残っているところでございます。

しかし、そうした国家、国民としての政策論の上にも、一方では常々置かれた環境と一地方の持ち得る権限のもとで、地元鹿島の利益を度外視するわけにはまいらないのが、今与えられている地元の地方政治家としての宿命でもあり、究極は市民と鹿島市の利益を代弁する立場に私たちはあろうかと存じます。無念を忍んでセーフティーネット論を提唱したのは、そのためでございます。

そこで、市長に1点目のお尋ねですが、存続運動のかぎでもあり、その担保となってきた、この着工条件見直し論の見直しについて、演告、並びに先ほどの質問にも答えられておりますけれども、改めてお尋ねをいたしておきたいと思っております。

2つ目に、桑原市長は、見直し論の年内決着は無理だろうという見解も述べられておりますけれども、年明けになったとしても、この問題はつきまとう大きな壁だろうと考えますが、もし見直し論が公式なものになった場合、あるいはなろうとした場合、鹿島市の最大限の利益確保という避難措置としての戦略転換の英断が心中にあられるのかどうか。山場の上の山場の中で答えにくい質問なのかもしれませんが、不安に揺れ動く市民への安心のメッセージをこの場で発信していただきたいと思うわけでございます。

残余の質問については、2回目に譲りたいと思っております。

次に、2つ目の大きなテーマであります広域再編計画に対する市の姿勢についてお尋ねをいたしておきたいと思っております。

近年、行政事務の広域再編計画がさきの市町村合併議論の余勢を受けるような形で加速度的に進んでおりますが、これらの行政事務の責任の帰着するところは固有の自治体であり、単に財政効果論や時代の流れとして無原則に広域化させていくことは自治の原則から問題があるという基本的な認識を持っている一人でございます。広域化によって、当面の事務や財政の効率化が図られたとしても、行われる行政事務と住民感覚がただでさえも遊離しているという今日の指摘の多い昨今の上に、直接住民の声が届かない空げきを新たにつくり出すという、自治そのものの根幹を揺るがしかねない危険性を一方ではらんでいる点への警鐘でございます。でありますから、通告している事務の広域化計画が、それぞれが広域的に積み上げられてきた、その議論は議論として重みを持って受けとめておりますが、広域化によって住民にどれほどの有益性と、逆に障害になる点が生じるのか、何を目的に新たな広域化計画を行われようとしているのかなどについて、理解の得られる広報がまだ、ほとんどと言っていいほど行われていないのも事実であります。

そういった点から、以下、具体的にそれぞれの事務事業についてお尋ねをいたしたいと思  
います。

まず、1つ目の後期高齢者医療制度についてお尋ねをいたします。

佐賀県は、現在の老人医療費が1人平均約911千円余りで全国8番目の高さにあると言  
われておりますが、試算されている新制度の保険料は年間65千円と、全国平均より9千円程度  
下回ることが11月27日に各社の新聞報道が行われております。実のところは、低所得者の割  
合が多くて佐賀県の場合はその減免額が大きいというのがその理由の一つに挙げられておっ  
たようでございます。新制度は、これまで負担がなかった家族に扶養された人たちを含めて  
すべてに負担を求め、その大多数が少ない年金から保険料が天引きされることになる点や、  
2年ごとに改定される予定の保険料は、今後の高齢者数や医療費増嵩に対応しながら、自動  
的に保険料を引き上げられる仕組みが組み込まれていることになっているようでございま  
す。酷評をされる論評の中には、これから先の後期高齢者は健康と生存権を奪われるのではない  
かという強い懸念の意見も一部にはあるようですが、そういった点への制度上の配慮  
が今後考えられていくのかどうか、お尋ねをいたしておきたいというふうに思います。

いま1つは、対象となられる75歳以上の市民とその家族について、あるいは対象者となら  
れる我々現役世代、予備群を含めて、制度改革の中身についてほとんど知らされていないの  
が、先ほど申しますように、現状であると言わざるを得ませんけれども、これら主人公であ  
るべき被保険者にどのように今後理解を求めていく段取りを考えておられるのか、その広報  
手段や相談窓口の問題等を含めて、住民の意向を踏まえた対応策などについて、まず1回目  
にお尋ねをいたしておきたいというふうに思っております。

次に、具体的な2つ目の消防行政についてお尋ねをいたしたいと思います。

消防組織法が昨年8月に部分改正をされましたことに伴い、2012年度を目標に県下の消防  
本部の再編計画協議が始まっております。当市の議会への説明が本定例議会初日の7日に全  
員協議会の場で行われましたけれども、当局としても、11月21日に開かれた佐賀県の検討委  
員会のアウトライン的な構想を説明するにとどまっております、まだまだ当局についても  
自分のものとして十分とらえきれられていない印象を持っております。この段階の質問でご  
ざいますから、本日の質問では基本的な考え方のみについて当局の姿勢をただしておきたい  
というふうに思います。

まず、その1点は、総務省消防庁がホームページの中でも明らかにしておりますように、  
改正消防組織法の目的は、その目的として市町村の消防防災体制の一層の強化を図ること  
であり、各市町村においては引き続き、その充実強化の必要性があることがうたわれておりま  
す。現在、県内に杵藤地区消防を初めとして7消防本部があるわけでございますが、現在、  
県が提案しております、これを完全に一本化する案から3消防本部に地域割りをするという  
4つの構想案が提案されておりますけれども、この統合によって佐賀県における再編統合で

どうしたメリットが総務省の、今申しますような観点からのメリットが生じてくるということになるのか、市民の理解が得られるような説明をいただければ幸いかと存じます。

消防行政の原点が市町村の固有事務として規定をされている地方自治の原則から見れば、行政区内の消防業務が行政単位の指揮命令系統の中で、地域住民の協力関係の中で現在まで成り立ってきたという原点に反して、例えば、県内すべての10市10町が合体した本部をつくった場合、原則をうたった地方自治の趣旨から照らして、ますます住民から遠ざかった消防組織に変貌してしまうのではないかという素朴な不安も片方によぎるわけですが、その点、執行部はどのような説明の準備がなされているのかについてお尋ねするわけですが、

2つ目に、よしんば、現在、佐賀県が構想として提案をしている県内1消防本部から3消防本部のケース4つのシミュレーションで選択をとするならば、地理的条件から判断をして、現在の杵藤地区消防本部を1消防本部としている第4案でいくという考えについて、執行部としてどのように受けとめられておられるのか。あるいはまた、いや、それでも1消防本部のほうがいいんだというふうに考えられておられるのか、現在における執行部がとっておられる態度についてお尋ねをいたしておきたいというふうに思います。

具体的な3つ目に、消防改正法は、消防署の統廃合を目的とするのではなく、消防の人的、機材的増強による住民の安心・安全を確保するという目的達成のために、その趣旨徹底を広く普及させることを自治体に求めています。また、2回目の質問でも具体的にお尋ねをしたいと思います。衆参のかかる案件に関する委員会審議に際し、この計画策定に当たっては現場消防職員等、あるいは住民等に情報を公開し、その意見が十分反映されることを必要とするという附帯決議がつけられていることは執行部も御承知かと思えます。これはホームページにも載っております。それらを担保するために、執行部としていかなうな手だてを考慮しておられるのか。これは広域圏としての理事者の考え方もあろうかと思えますので、そういった点からのお尋ねをいたしておきたいというふうに思っております。

最後に、ごみ処理問題についてお尋ねをいたしておきます。

先ほど福井議員のほうから、生ごみ堆肥化方式のごみ処理方式の提唱が行われましたけれども、私、大変感銘を受けながらお聞きをいたしておりました。本議会においても、多分、平成8年度だったと思いますが、環境対策特別委員会が2年の年月を経て調査研究をした結果をまとめ、本市における生ごみの堆肥化構想を提唱してまいりました。現在、その市長にあてました提唱はお箱入りをいたしておりますが、そういった点から改めて、そういう原点に立ち返った議論が行われたことに非常に感銘を受けたものでございまして、そういった前段を若干申し上げつつ、質問をいたしてまいりたいと思えます。

平成元年に杵藤広域圏クリーンセンターが完成をし、間もなく足かけ20年になろうといたしております。最終処分場の寿命がささやき出されてから、かなりの年月を経て、時折、佐

賀県が計画するごみ処理の広域化再編計画と軌を一にして、その再編計画案の枠組みで新たなごみ処理計画が練られ始めたところでございますが、その枠組みが当地域では東西に、東は太良町の大浦地区から、西には有田町を挟んで伊万里市の福島のも最西の地点まで、恐らく七、八十キロメートルはあろうかという感覚を持っておりますが、両端の県境まで含めて集められた一般廃棄物がどの地点において、あるいは何カ所の処理場をもって合理的処理がなされようとしているのか、その点についてお尋ねをしたいと思います。

平成元年に完成いたしました杵藤広域圏クリーンセンター建設に当たっては、当時の佐賀県の厚生省認可の中身には、いま1つ、現在は1つでございますが、この杵藤広域圏の中に2カ所の処理場をつくるという計画が盛られておったということを当時のクリーンセンター建設までの本議会における議論、あるいは執行部の報告の中にあつたことを記憶いたしております。9月2日に全員協議会で説明をされました執行部は、処理場の数、場所の選定も現段階では未確定の状態だったと記憶をいたしておりますが、これから8年後の平成27年度稼働を目指すまでには、まだしばらくの猶予がありますことから、せききった質問はこの際考慮しておりませんが、今年度末を目途に基本計画が策定をされる日程からして、基本計画の根幹をなすであろう部分については、この際、基本的に所見を賜っておきたいというふうに思います。

なお、詳細については2回目の質問で継続して行わせていただきたいと思います。

以上、1回目の質問を終わります。

**○議長（橋爪 敏君）**

竹下企画課長。

**○企画課長（竹下 勇君）**

では、私のほうからは、新幹線の問題について答弁させていただきます。

議員がおっしゃられた7日の会議ですけれども、決議がなされた自民党の合同の会議でございます。この2番目に、今後の整備新幹線の整備方針によって、11月28日の与党整備新幹線建設促進プロジェクトチームによる政府に対する申し出の趣旨に沿って、年内に政府・与党整備新幹線検討委員会による検討を開始し、年度内に結論を得るべく全力を傾注すべきである、以上決議するという文章だと思います。年内に検討委員会が立ち上げられるもの、14日に立ち上げられるというふうに聞いております。

この中で出てきます与党のプロジェクトチームの申し合わせに対する要望事項ですけれども、それは、大きな1番で新規着工区間の目標設定というのがございます。北陸新幹線の金澤から敦賀、2番目に北海道新幹線の新函館から札幌、3番目が九州新幹線（長崎ルート）の武雄温泉から長崎、4番目がその他。大きな2番目が、財源の確保でございます。(1)が公共工事関係等の重点配分、(2)が新規財源の検討。大きな3番として、その他というのがございます。その他の中に、(1)で地方自治体負担の支援、(2)並行在来線への支援、(3)に

着工手続について、(4)がその他となっております。

このことから、検討の中心は財源問題だと言われております。年内に着工ルートだけが見直されるというのは困難なことだと考えているところでございます。

それから、広域のことがございました。大きな2番目の中で、事業の広域での共同処理についての全体的な考え方を答弁させていただきます。

地方自治体は通常、決まった範囲で、そこに住む人を対象に事業を行っておりますが、サービスの向上や行政効率を考慮いたしまして共同処理を行っているところでございます。

この共同処理につきまして、鹿島市は杵藤地区を基本だと考えております。新たな事業につきましては、杵藤地区広域市町村圏組合での調整に参加をしていくという方向でいっております。現在は、議員御存じのとおり、電算処理でありますとか、介護保険、ごみ、葬斎、消防等を行っているところでございます。

以上です。

**○議長（橋爪 敏君）**

北村市民部長。

**○市民部長（北村建治君）**

私のほうから、広域再編計画に対する市の姿勢について、この中での後期高齢者医療制度についてお答えをいたします。

御承知のように、今回の後期高齢者医療制度につきましては、これを広域連合で処理することは後期高齢者の医療の確保に関する法律第48条の規定によって、そのように規定されていますので、現在、広域連合を設置して、その中で取り組みをされているということでございます。

その目的は、市町村の厳しい財政運営があるということ、2点目が財政の安定化、リスクの分散と回避には広域がより有利であるということ、それから3点目が市町村が持つ住民に関する基礎や医療保険に関する事務処理のノウハウが必要ということで、この3点を主な理由として広域化で処理するというところでございます。

しかしながら、先ほど議員言われますように、いろいろな問題等が現在言われておまして、その一部につきましては実質的に見直し等が図られ、あるいはまた、現在審議中となっているところでございます。

そういう中で、制度の配慮を今後どのようにとっていくのかと、これは連合としてのことだろうと思えますけれども、これはまずは第一義的には、先ほど言いましたように、この制度は、国の医療制度見直しの中で法改正のもとでいろんな改革をなされたわけでありますから、私ども市町村といたしましては、基本的な立場としましては、その法のもとで具体的な医療制度等を運営していくという立場にありますから、まずはそういったいろんな課題がある場合には、国において法改正等、いろんな改善策を進めていただきたいということであり

ます。そして、それに決まったことについては広域連合で着実に実行していくと、あるいは広域として独自に実行できるものがあるかどうか、それらを検討していくと、そういう順序立てになっていくものかと思っているところでございます。

それから、広報のあり方でございますが、現在もまだまだ不確定な要素がたくさんありまして、全体的な部分を広報できない部分もありますけれども、わかった分につきましては市報等を通じて、あるいは電話等の相談を受けながら対応しているところでございます。特に、この後期高齢者医療につきましては、1回聞いたぐらいではわからないほど非常に複雑になっておりますので、今後もそういった実際に来年4月から施行をされていくわけですから、その後も順次窓口はあけながら、そしてまた広報しながら、その普及に努めていきたいというふうに思っているところでございます。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

北御門総務課長。

○総務課長（北御門敏則君）

それでは、2点目の現在検討されております消防広域化計画についてお答えをいたします。

3点ほどあったと思いますけれども、まず第1点目の広域化のメリットについての御質問だと思いますが、一般的に広域化のメリットについては5点ほど考えられるというふうに思っております。まず第1点目が、消防本部の管轄区域が広がることによって、消防署から現在の境界近郊の災害現場まで到着時間が短縮されるとともに、初動出動体制が充実し、2次出動、3次出動の応援体制が強化されるということか第1点。それから、第2点目が、総務指令部門の効率化によりまして、現場に職員をより多く配置することができ、救急業務、予防業務などの住民サービスの向上が図られるということ。それから、第3点目が、指令設備、無線設備、それから化学車、はしご車等の重複投資を回避することで経費節減が図られるということ。4点目が、財政規模の拡大を図ることによりまして、高機能車両、設備の計画的かつ一元的な整備が可能であるということ。それから、5点目が、適切な人事ローテーションによりまして年齢構成の平準化、組織の活性化を図ることができるという、5点が一般的なメリットというふうに考えられております。

それから、2点目の11月21日の県の検討委員会の中で県のほうから提案されました4案のうち、本市としてはどれを選択するのかというふうな御質問だったと思いますが、これにつきましては4案ありますけれども、2本部案が2つ、東西案と南北案とそれぞれ示されておりますけれども、それにつきましては、距離的に一番遠いところと距離的には1本部案とほぼ同じということですので、できれば1本部案か3本部案か、どちらかで行くのじゃないかと、いいのではないかと。今後、これらにつきましてももう少しいろんな面で詳細にわたって検討が必要であろうというふうに思っております。

それから、次の現場消防職員の声を聞くのかというふうな御質問だったと思いますけれども、これにつきましては現在、県のほうでも幹事会等が組織をされて、開催をされておりますけれども、その組織の中にも広域消防の職員の代表の方がそれぞれ入っていただいております。その中で、現場としてのいろいろな意見を申し上げていただいているところです。それと、今後、杵藤広域につきましても統一的な考え方をまとめていく必要があると思いますので、そういうときには当然、杵藤広域の職員の声も聞くことになるであろうというふうに思っております。

それから、もう1点の地域住民へのPRをというふうなことですけれども、現在は御存じのように、まだ検討の段階ですが、これまでも2回、議会のほうには全員協議会という形で現在の状況を報告いたしておりますし、考え方も逐次お知らせをしてきておるところです。今後は、来年の3月いっぱいまでには県の推進計画ができ上がるものというふうに思っておりますので、今後、杵藤広域圏のほうと協議をしながら、住民のPRには努めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

今までも断片的にはいろいろ申し上げてきましたが、再び、三たび、四たび、五たび、着工条件の見直しについての私の見解を申し上げます。

まず、これは新聞紙上の情報を申し上げます。あるいは、最後にはさまざまな、国土交通省、東京筋、いろいろなルートから入手した情報をもとに、私は最終判断をしているということですが、まず、この根拠ですね、見直しというのは難しきろうというふうに見ているという根拠。

まず、津島PTの座長が、沿線自治体の協力が必要という基本原則は大事と話し、並行在来線の経営分離について、今後も沿線自治体の同意か必要との考えを示唆したと。これはPTの座長が言うておられるんですね。

次に、町村官房長官が、並行在来線など幾つかの問題があるが、いずれも一挙に年内、年度内に決めるのは無理だろうとの見方を示したということですね。

それから、長崎県知事が、着工の変更は難しいから云々というふうに述べておられます。

それから、冬柴国土交通大臣が、同意を得られずに困ったからルールを変えるというのは、信頼関係を損ねかねないと言っておられますし、与党に何か案があれば言ってくださいと、しかし、与党がその案を取りまとめたことと、それを政府が受け入れるかどうかは別問題ですよと、見直しには慎重な立場をとる云々と。ここは、やっぱり鮮やかに国政の場で議会の立場と行政府の立場を明確に区別された。つまり三権分立ですね。行政府は行政府で独立を



しておりますから、行政府はやはり公平性とか、あるいは道理が通っているか、理屈が通っているか、あるいはこのルールを変更したことで国民にちゃんと説明できるか、それを国民が納得できるか、こういうことを行政府はちゃんとやろうとしておられるということです。

それから、年内に結論が出るようなことを見解として申されましたが、この決議はこうなっているんですよ。年内に検討を開始し、年度内に結論を得るべく全力を傾注すべきであると。年度内に結論を出すべきであるともなっていない。つまり、年内ではない、年度内に、この決議そのものがそうなっているんですよ。先ほど議員言われたのは、年内にこの結論を出すと言っておられるということですが、そこは大きくまず違います。

それから、冬柴国土交通大臣に記者さんが直接質問しておられるのを入手しましたが、その質問内容が、簡潔に、本当にこの問題のルール変更、着工条件変更に対するバランスのいい、極めて基本的なスタンスというのを簡潔に要を得たものを、内容を含みながら言うておられますので、紹介しますが、これはルールの見直しですがとその記者さんは言うておられます。ルールの見直しをすれば、反対している鹿島市の民意の切り捨てにつながりますし、もともとそうしないためのルールだったと思います。着工できないからそれを変えるということは、そもそもルールは何だったのかということにもつながりかねないし、公共事業の前提が崩れることにもつながりかねないと思いますが、その点について所見をお願いします。非常に、これは今の日本の民主主義国家、平等というものを前面に打ち出して、あるいは今の政策というのは地方重視、地方の主権を認める、こういうことをまさしく内容的に含んだ質問だというふうに私は思いましたので、紹介をいたしました。

それから、財源問題とこのルールの問題は、私は絡んでくると思っています。それはどういうことかといいますと、北海道、北陸、長崎ルートですね、この現行の着工区間、今現在の着工区間、今度見直そうとしているのは、この着工区間からさらに先に延伸しようという議論なんです。現行の着工区間ですね、これの財源は1兆円しかないんですね。御存じのように1兆円です。これを3分の1、3分の1、3分の1で、3分の1がJRからの譲渡収益を充てる、3分の1が国が負担する、そして3分の1は地方の負担で、1兆円。ところが、これは調べてみてください。北海道ルート、北陸ルート、長崎ルートの工事費を合計すると1兆1,600億円になるんです。つまり、1,600億円足りない。だから、次の延伸のための財源どころか、これを今の区間を確実に工事を済ませるためにはお金が足りないんですよ。

例えば、1兆1,600億円から長崎ルートの2,700億円を引きますと8,900億円。向こうが満額かかったとしたら8,900億円。あと残りは1,100億円です。ところが、これも何回も言うておりますが、鹿児島中央と新八代間の工事費、当初見積もりが4,568億円、これが実際済んだときは6,400億円。もし、北海道ルートと北陸ルートが今の8,900億円という見積もりが1割ちょっと狂えば、もう長崎ルートの予算はない。しかし、今は2,700億円はあるんだという前提で議論が進んでいます。そしたら、北陸ルートの地元の国会議員の先生方、北海道

ルートの地元の国会議員の先生方、やっぱり地元がかわいいですよ。財源問題を議論していくうちに、まず、次の延伸どころか、そういう問題があるんです。だから、よだれが垂れるように、この2,700億円は欲しいと、こういうことも私たちは要素として冷静に見ておく必要があるということを申し上げておきたいというふうに思います。

つまり、そういうことを考えますと、ルールを見直してまでも、着工条件を見直してまでもこれをやるということは非常に難しいだろうと私は見ております。谷口議員は先ほどの質問の中で、少しでも可能性のある限り努力はするべきだと思うがと、しかし、谷口議員はかなり以前から同意せよと言っておられますが、私は可能性は大いにあるわけで、最後まで努力すべきと、こういう考え方だということです。

それから、ぜひ、この検討委員会に田中町長と私を呼んでほしいですね。そして、なぜ我々が同意をしないのか、あるいは佐賀県の中がどういうふうな状況になっているのか、民意はどうなのか、こういうことを直接、私と田中町長から聞いてほしい、そういうことも政府に判断の材料としてもらいたいというふうに私は思います。

だから、ルールが変わればどうするかという質問でただいまの谷口議員の質問は構成をされておりますが、もともとのルールを変えようとする動きについて谷口議員自体がどう思っておられるのか。この動き自体が市町村の無視につながるし、そういうことはしてほしくないと思っているわけであります。

**○議長（橋爪 敏君）**

亀井環境下水道課長。

**○環境下水道課長（亀井初男君）**

谷口議員の質問の2の(3)ごみ処理ということで質問がございましたので、お答えをしたいと思います。

まず第1番目に、第4次総合計画で堆肥化プラントの推進という形のことでお話がありましたけれども、確かに平成8年、議会の環境対策特別委員会の提言に対して検討をされております。平成17年度には、市独自のプラント建設は厳しいというような回答をいたしているようでございます。

それから、2番目ですが、当時の基本計画の中に、もう1カ所の処理施設という言い方で質問があっただけだと思いますけれども、当時の一般廃棄物処理基本計画の中に、焼却施設を昭和69年度から70年度の時期に整備予定を本組合地域の南部地域に整備するというような記述がございます。これは、ごみ処理の基本計画の中で、現在クリーンセンターは138トンでつくっておりますけれども、約60トン程度の第2施設をつくらないと不足するということが計画をされてきたようでございますが、今日それを設備することなく、ごみの減量化等々で何とか乗り切って今日に至っている状況でございます。

それから、今回、何カ所予定をされているかというような質問でございますが、これも規

模等々についてもこれから検討していくことではございますけれども、一応、我々といたしましては、この処理施設は1カ所、ただし、中間施設、集積所などをどういうふうにしていくかというようなことについてはまだ検討もいたしておりませんので、これから検討をしていく課題じゃないかと思えます。

こういうふうに広域化しますと、先ほど議員言われますように、運搬距離が長くなっていきます。ここがデメリットでございますけれども、経済性、あるいは環境に優しい施設をつくるためには広域でまとまっていかなければならないということで計画をいたしております。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

12番谷口良隆君。

○12番（谷口良隆君）

2回目の質問に入りたいと思いますが、持ち時間が30分しかもうないようになってしまっております。ということでございますので、かなり割愛をしないと、私の当初の予定の質問はもうできないようですので、私なりにポイントと思う点をずばずば質問を2回目はしたいと思っておりますので、それに端的にひとつ答えていただくように所管にもお願いしたいと思います。

まず、新幹線問題に関してですが、市長はこの着工条件見直し論の、要するに出口ですね、いつまでにとこの議論、これも年内はないと、あるいは年度内かと、要するに時間的な問題、それからいま1つは、長崎新幹線が着工条件を見直してまで本当に建設をされるか、いろいろ諸問題を挙げて、まだまだ建設を阻止する、いわば展望がまだあるというふうに申し上げられております。ここら辺が私と基本的に見解の違うところですね。

本来、長崎新幹線をJRの今の佐世保線、長崎線を形骸化してまでつくる必要があるのかどうかという議論は、もう越えておると思うんです、この時点では。要するに、つくるということを前提に、その他の項であれ、与党プロジェクトと政府が対策会議を開いて議論を開始すると。その他の項目であれ、着工条件の見直しを含めて議論が開始をされるということは、その前段の今日までの議論というのは、もう通り越しておるという前提に私は立っておるんです。

そういった点から、新幹線の是非論というのを今ここでしておくことが、所期の我々の戦略目標に達するならば、それはいいと思えます。しかし、私が最も心配するのは、そういう大切な議論は基本としてあっても、結果として見切り発車という形でやられたときに、果たして鹿島市をどう救うかと、その緊急避難策を考えておるのかと、このことを私は問うておるわけです。それでも、なおまだ時間的な余裕もあるし、そう簡単に新幹線は着工できないという論理を市長は組み立てて、今日なお運動を継続するというを繰り返して、今答弁をされておるわけですね。そこら辺の私は議論の焦点といいますか、今日この時点における判

断として、それで正しいのかと、鹿島市を引っ張る長として、そういう判断のもとに市民の再結集、引き続き議会も含めたその運動への結集を求められているという、その基本戦術、戦略、これが既にもう見直さざるを得ないところに、その議論を理解できますけれども、その議論ではもう足りない時点で差しかかっているという前提に私は立っているからこそ、将来を憂いて、鹿島市の将来のために緊急避難的な措置も含めて必要な振興策等への担保、こういう議論をすべきではないかということを私はこの時点で申し上げたくないけれども、それを議論せざるを得ない時点に来ておるということ力を説しておるわけです。

だから、市長の答弁は従来のおり新幹線に対する基本的な考え方を述べられ、そして、与党プロジェクトが議論を始めて、政府との間で検討会が開かれると、それも年内はないと。しかし、年度内いっぱいはあるだろう、あるいはそれ以上かかるんではないかと、1年はかかるんじゃないかと、そういうことで時間ももっとありますよと、運動の時間が、そういうことを今、市長は分析されておるんですよ。だから、そこら辺の現状の分析の違い、これが根本的に違ふと私は思います。ここで判断を誤れば、本当に最悪の選択を鹿島市はせざるを得ないという、そういう懸念が多く市民の中にもありますし、私が直接携わってきて、そういう心配でならない時点で達しておるという前提で議論をしているところでございます。

その認識の違い、私の情勢の認識は少し急いでいるということで、歴史が数カ月の時間がそれを証明してくれれば、もうこれ幸いです。しかし、私はそういういとまには、もうない段階に来ておるのではないかという立場に立っております。市長、責任持って、ひとつ答弁してください。

○議長（橋爪 敏君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

年度内に結論を得るべく全力を傾注すべきであると、だから、年度内か、それを越えるかわからんと。谷口議員は、ルールが見直されるという前提で物事を考えておられますね。私は、年度内であろうと、それを越してもルールを見直されるという可能性は極めて小さいと見ていると、ここに大きな認識の差があるということでもあります。

したがいまして、現時点での判断として正しいのかと、現時点での判断としては正しいと私は思っております。

○議長（橋爪 敏君）

12番谷口良隆君。

○12番（谷口良隆君）

わかりました。

そういう認識に立っておられれば、そういうやっぱり運動の1つの、要するに終盤における総括と新たな方針の立て直しといいますか、再構築というのは恐らく出てこないという話

だろうと思います。だから、そういう原点に立っておられるということが今わかりました。

しかし、私はあえて申し上げておきたいと思いますが、忠告という言葉は市長には失礼な話かもわかりませんが、今日のあらゆる角度からの情勢をとらえてみれば、そう甘いものではないと私は見ております。それは、年内に議論が決着するのか、あるいは年を越えて年度内ということになるのか、あるいは、与党申し合わせというのは通例、4年に1回見直し作業が行われるということでございますので、約1年かけて議論をされます。その最長の1年かかったとしても、私が従来から言っておりますように、政府という象のように大きな相手が、一地方の意思が、力の関係のバランスです。そのバランスの上に、幾ら正論であっても通らないという現実的な問題、各所がございます。そういう中で、そういう判断だけでいいかどうか。私は、最も恐れる事態が、この年を境に出てきそうな気がしてならないから議論をここで展開を市長にしておるわけでございます。

以上のような市長の見解でございますので、市長の見解はわかりました。ただ、私としてはそういう見解では甘いという見方をいたしております。

新幹線問題は認識の違いということがわかりましたので、次の問題に移りたいと思います。後期高齢者医療の問題でございます。

ただいまの市民部長の答弁、大体、大まか、総論として、法律事項ということで、その法律の趣旨にのっとって、その作業が今鋭意進んでおるといふことの説明をされたわけですが、具体的な問題点と申しますか、要するにその受益者と申しますか、対象となる家族の新たな負担等の問題等について今後のそれに対する執行部の思いと申しますか、あるいはそれに対する対処というものが考えられているかどうかについてお尋ねをいたしたいと思っております。

その1つは、75歳以上の後期高齢者は、給与所得者の扶養家族でこれまでは負担がなかった人に新たな保険料負担が発生するという問題、現在、鹿島市にその対象者が何人おられるかということは前任の質問者の中で答弁をされておりますので、大体わかりますが、この新たな負担額ですね、これも先ほど平均的な負担額を申されましたけれども、これは新たな負担を強いられる方が出て、新たな負担額が出てくる、もうこれはやむを得ぬのだと、それに対する措置というのは考えられないと、そういうふうな執行部の考え方かどうか、大変これは大きな問題だろうと思っておりますけど、そこら辺についての今後の市長会その他を通じて国への働きかけ等を含めて考えられておるかどうか、その当事者の切実感から、恐らくそうした制度が始まれば切実な非難の声も出てくるという心配があります。そういった点での執行部の所見を賜っておきたいと思っております。

○議長（橋爪 敏君）

岩田保険健康課長。

○保険健康課長（岩田輝寛君）

新たな負担増になる方々への考え方という御質問だったと思います。

御存じのように、11月26日に佐賀県広域連合のほうで佐賀県の保険料が決まりました。均等割が47,400円、それから所得割が8.8%ということになっております。

それで、御質問の新たに賦課の対象となられる方、いわゆる被用者保険の被扶養者、この方は47,400円の基本的には負担ということになりますけれども、原則的には、2年間についてはこの半額という形に保険料が軽減をされております。

それから、もう1つ、これは政府がこの間、国民の世論を背景にしながら、平成20年度に限って4月から9月まではこの保険料を凍結するという処置をとっております。それから、あとの半年につきましては、47,400円の2分の1のさらに1割、額にしますと2,300円という形に佐賀県の場合はなります。そういうことで軽減措置をとるということになっております。

それから、もう1つ、後期高齢者の制度が発足するに当たって、従来国保の方、この方々が負担増になる場合がございます。例えば、3人家族の中で1の方が後期高齢のほうに移られたという形になりますと、そこでは従来ですと2割、5割、7割という国保の軽減措置がございました。これが家族が減ることによって、この軽減の割合が変更になる、負担増になる場合がございます。こういう場合は、今の案ですけれども、5年間に限って従来の軽減措置を延長して国保税を軽減するというようなこともございます。

それから、もう1つ、国保で2人世帯の場合で、1人が後期高齢者に移られたという形になりますと、世帯平等割、うちの平成20年度の保険料で言いますと、40,200円になりますけれども、これも予定ですが、最大5年間2分の1に軽減をされると、こういう措置がございました。

この国保の部分につきましては、今後、政令ができてからはっきりしてくるというふうに考えております。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

12番谷口良隆君。

○12番（谷口良隆君）

ただいま担当課長から御説明があったように、当面、単年度に限って、スタートの年、あるいは2年間に限って半額減免といいますか、半分だというような、そういう経過措置といいますか、激変緩和措置が入っているのは理解できますけど、その後の通常年度に移った時点というのが相当な、やっぱり新たな負担を生じる方、あるいは家族というのが発生することへの対応というものが、その2年を経過した後どうなっていくのかという問題、ここを今問うておるんですけど、それに対する答えはなかったようなんですけど、もうきょうこの場で宿題にしておきます。別の場所でまたやりますので、検討をしてほしいというふうに思い

ます。

それから、1つは、広報の問題ですね。さきの市報で少しのスペースを割いて掲載はしておられましたけれども、あれではわからんですね、率直言うて。被保険者となられる方々が自分がどこに対象になって、あるいはその家族がどういう新たな負担が生じてという問題がわかりません。だから、ただいまの経過措置なども含めて、全く素人の皆さんが見てもわかるような、やっぱりそういう広報の仕方が必要だろうと思います。厚生労働省から、こういうふうなチラシが、国から出されたやつをきょうもらいはしましたけれども、やはりもう少し鹿島版的な広報をひとつ検討されなければ、なかなか具体的なものとしては、やっぱり受けとめられないと思います。そういった点での対策をやっていただけますか。

○議長（橋爪 敏君）

岩田保険健康課長。

○保険健康課長（岩田輝寛君）

広報についてお答えをいたします。

先ほども言いましたように、11月26日に佐賀県の保険料が決まりました。これ以後、連合のほうで中央紙、それから地方紙、佐賀の地元の地方紙とか、それから九州一帯の大手の地方紙、そこら辺を使いながら広報をやるという予定にしております。連合のほうではですね。鹿島市も、議員おっしゃるように、これまでも市報に4回ですか、それから、国保と介護という形で広報をやってきておりますけれども、トータル的に制度が保険料も含めて明らかになってまいりましたので、できるだけ市民にわかりやすいような広報を今後心がけていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

12番谷口良隆君。

○12番（谷口良隆君）

議論が熟さないままではございますが、少し項目的にも不満が残りますけど、時間の都合上、次の消防行政の広域化問題について一、二点、確認の意味で質問をいたしておきたいと思っております。

7日の全員協議会で示されました資料によりますと、本部組織を1つ、もしくは最大3つという構想案が出されておりますけど、住民1人当たりの消防に関する費用ですね、これは、いずれの構想案にしても、おおむね9千円台です、年間の住民1人当たりの費用。だから、費用面では、ほとんどどの案をとっても大差ないというようなことになっておりますが、ただいま課長が申されました、この再編統合をやるとすれば、本部1本案か、それとも佐賀県の3地区案か、そこら辺というところがおおむね、現在執行部が考えている方針としてはいいのではないかというような話でございますが、市長、ここら辺、今の4案の中で、今総務

課長が答えられましたけど、市長としてどういうふうな考えを持って広域圏での議論に臨んでこられたのか、あるいはいこうとされておるのか、そこら辺について、確認の意味でお尋ねをしておきたいと思います。

○議長（橋爪 敏君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

先日の全協で説明を多分したと思いますが、この問題については、杵藤地区広域圏の意見をまず一本化して、そして県の諮問に対してお答えをしようと、こういう方針を私自身が武雄市長に提案したこともございますので、その質問にどこまではっきり答えられるかということはあるんですが、谷口議員が今言われた案というのは、私もなるほどなという点はございます。

○議長（橋爪 敏君）

12番谷口良隆君。

○12番（谷口良隆君）

なるほどなという感想、そういう立場を持って、市長の場合は副管理者という理事者でもございますので、そういった点をひとつ持って、全体の議論に反映するように努力をさせていただきたいと思います。

それから、これが法律事項ということで、机上の議論だけで決まっていくことを、やっぱり最も恐れられておる。要するに、今の消防行政というのは、地域住民の協力と、あるいは現在の組織を構成している現場の体制、こうしたものが有機的に結合して地域の消防行政というのが円滑に運営をされてきて、ほぼ住民の支持を得られる消防体制というのが維持をされて今日に至っておるというふうに認識をいたしております。

そういった観点に立って、平成18年4月11日には参議院の総務委員会、それから平成18年6月1日には衆議院の総務委員会でこの採決に当たって決議がなされております。その決議の内容は、先ほど1回目の質問で申し上げましたように、この計画の策定に当たっては、特に現場の消防職員に情報を開示して、その意見が反映されるよう措置を講ずることということが書かれております。そういった点で、代表の方がそうした会議の場に参画をされているということではありますが、その代表者の声がいかなる形で反映をされていくのかというその担保、ここら辺について、特に配慮をしながら今後の策定に本市としても参画をしていただくように、その点、特にお願いを申し上げておきたいというふうに思います。

そこら辺について市長、お考えをお聞かせください。

○議長（橋爪 敏君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）



先ほども申しましたように、今、4市4町の杵藤広域圏内も一本化できるかという問題がありますし、また、ここでもし一本化できて、樋渡武雄市長が管理者ですので、どの案でいくかという会議に臨まれると思いますが、これもまた一本化できるかどうかわからないんですね、その後も。ですから、私たちとして、まだ現在、ちょっと私も思案をしておりますが、私たちの案が例えば、今言われたように、全県一区でいくという案を持っていったとしますね。しかし、全体がそうじゃないという案になったときは、我々は撤退して、杵藤広域だけでいくという腹を固めていくのか、そのあたりは今後の詰めになってくると思います。

○議長（橋爪 敏君）

12番谷口良隆君。

○12番（谷口良隆君）

まだ、構想が提案された段階ですので、議論というのは今後煮詰まっていくし、行政として一つの判断を求められる時期が来るわけですので、そういった時期に向けて、その姿勢をただしておきたいということで今質問に取り上げているわけでございますので、私の今の質問の趣旨、あるいは市長の、あるいは担当課長の答弁を踏まえて、今後円滑な消防体制が維持発展をしていくように努めていただきたいという御要望を申し上げておきたいというふうに思います。

それでは、最後のごみ処理問題についてお尋ねをいたします。

質問の冒頭に、私が福井議員の質問を取り上げて、そこに対する感想も交えて質問をしたわけでございますが、ただいまの担当課長の答弁でいきますと、東西、実走したわけじゃありませんので、距離を正確にはかっておりませんが、七、八十キロメートルあると思います、端から端までですね。この広い地域のごみを、ちょうどコンパスを当ててど真ん中に持ってくれば、対等な距離関係になるかもわかりませんが、今、伊万里市が提案されている予定地ですね、これがまだ地元との合意がとれておるわけでもなんでもないわけであって、大きく偏ったところに建設、1カ所と今説明されましたので、大きく偏ったところになるということになれば、なかなか乗れないという地域がこれは出てくると思います。

そういった意味で、まだその場所によって大きな流動性を持っておるという前提つきであります。現在の杵藤広域クリーンセンターの場合においても、やっぱり地域的に偏っています。今、伊万里市のほうから提案のあつておる場所、これと現在の当地域が持つておる処理場との距離が約5.7キロメートルありました、車の実走で。ということですので、やはり西のほうへさらにまだ行くわけですね。そういった点からも、この収集体制に少なからぬ影響がやっぱりあると思うんですよ、それにしても。そういう問題がまだあります。

それから、いま1つは、これは完全に、今言われておるように、ただ燃やすだけの処理場でいいのか。あるいは、ただいま福井議員からも提案があつたように、あるいは本議会が過去、特別委員会で提唱したように、一部の生ごみについてはそれを再資源として堆肥に変え

ていくと、そういうふうなことや、あるいは発電機能を持った処理施設にするのかとか、そういう課題はあると思います。ほとんどまだそういった点についてのどういう機能を持った焼却場にするのかという議論は、まだ広域圏の中でも議論になっていないと思います。そういった点では、むしろ提案がしやすい時期にあらうかと思しますので、そういった点が前向きに採用されるような施設がつくられるように、1つは十分執行部としても念頭に置いてほしいという点と、場所の問題はまだはっきりしませんので、それ以上の議論はできませんけれども、偏った場所ということになれば、やっぱり根本から見直されなければならないという点も出てまいります。

そういった点で、今後具体的な動きのたびに、私自身も杵藤広域圏の議会議員を現在させていただいている関係もありますので、私も議会に報告はできるだけしていきたいと思えますけれども、執行部はもっと情報を多く得られます。一たんでいえば、こうした施設というのは半永久的に変わりませんので、そういった点で格段の配慮を持って、ただいまの福井議員の提案、あるいは私のそうした思いなども十分考慮に入れて対応をしていただくように御要望申し上げまして、あと15秒になりましたので、定刻どおり一応終わらせていただくということで終わりたいと思います。

**○議長（橋爪 敏君）**

以上で12番議員の質問を終わります。

よって、本日の日程はこれにて終了いたします。

次の会議は、明12日午前10時から開き、一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

**午後 3 時 37 分 散会**